

資料 1

電波監理審議会審議資料

令和 3 年 1 月 12 日

株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る
審査請求についての裁決案
(平成 31 年 2 月 8 日付け付議第 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省情報流通常行政局衛星・地域放送課 地域放送推進室

(大森係長)

電話：03-5253-5809

株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る 審査請求についての裁決案について

1 裁決案の対象となる審査請求

審査請求人	付議番号	付議年月日
株式会社ひのき	平成31年付議第1号	平成31年2月8日

2 審査請求の概要

有線テレビジョン放送事業者が他の基幹放送事業者の放送を受信し、その再放送をするには、当該他の基幹放送事業者の同意（以下「再放送同意」という。）を得ることが必要である。両者間の協議が調わない等の場合を想定して、放送法には総務大臣による裁定（第144条）の制度が設けられている。

これに基づき、株式会社ひのき（徳島県板野郡上板町、北島町及び松茂町を業務区域とする有線テレビジョン放送事業者。以下「審査請求人」という。）から讀賣テレビ放送株式会社（近畿広域圏を放送対象地域とする地上基幹放送事業者。以下「讀賣テレビ」という。）に対し、デジタル放送の再放送同意を求めていたところ、両者間の協議が調わないとして、審査請求人が平成23年6月21日付けで総務大臣に再放送同意に係る裁定の申請を行った。

この申請に対し、総務大臣は、電気通信紛争処理委員会の答申を基にして、平成25年7月23日付けで、北島町及び松茂町の区域については同意をすべき旨、上板町の区域については同意しなければならないとは認められない旨の裁定を行った。

上記裁定のうち、上板町の区域に係る不同意裁定部分について、審査請求人から異議申立てがあり、総務大臣はこれを棄却する決定を行い、審査請求人は同決定に対する取消訴訟を東京高裁に提訴したところ、東京高裁は平成29年12月7日に同決定を取り消す判決を言い渡し、平成30年9月6日に同判決が確定した。

その後、讀賣テレビが上板町における再放送に任意同意したことを受け、総務大臣は平成30年10月25日付けで、両者間の協議が調わないときに該当しないことを理由に、上記裁定申請について拒否処分とした。

本件は、総務大臣が審査請求人に対してしたこの拒否処分を取り消し、上板町の区域に係る部分につき再放送同意をすべき旨の裁定をすることを求めるとして、審査請求人から平成31年1月8日付けで総務大臣に対して審査請求があり、同年2月8日付けで当審議会に付議されたものである。

3 議決した裁決案の概要（議決した日：令和3年1月12日）

① 主文

本件審査請求を棄却する。

② 理由

別紙1及び別紙2のとおり。

議決した裁決案の概要

審査請求人の主張	理由
<p>●争点1 本件裁定申請の法が定める要件(協議が調わないとき)への該当性</p>	
<p>① 本件裁定申請をした平成23年6月21日までにいったん確定した「協議が調う」という<u>事実の不発生が事後的に覆ることはあり得ず</u>, 審査請求人は, その取得した「総務大臣の裁定を申請する権利」を奪われない。</p>	<p>「協議が調わない」という申請権の生ずる要件の認定判断は, (当事者間の協議による解決を優先するという大臣裁定の立法趣旨から)総務大臣が裁定の申請に対し, (同意・不同意の)裁定又は拒否処分をする時までに生起した事実関係を基礎として行われるべきものであり, 本件裁定申請後, 処分がされるまでの間に生起した事実が, 要件の認定の基礎から除かれるものではない。</p>
<p>② 審査請求人が参加人の申出に応じて裁定手続で参加人と再放送協議を成立させていないにもかかわらず, 参加人が<u>(同意する旨の)通知書を送付するなどの行為をしただけ</u>では, 裁定手続の実体審理には影響が生じないというべきである。</p>	<p>「協議」とは, 当該基幹放送事業者の同意に向けられたものであり, (参加人が同意する旨の通知が審査請求人に到達したという事実により)参加人が同意をしたと認められるのであるから, 協議は調ったのである。</p>
<p>③ (他法令の類似規定の解釈からみて)総務大臣が「協議が調わないとき」の<u>要件該当性を厳格に審査して第2次拒否処分をしたこと自体</u>が放送法144条1項の解釈適用を誤るものである。</p>	<p>「協議が調わない」という申請権の生ずる要件は, 裁定の申請に対する審査において検討し, この要件の具備の認められない場合には当該申請に対する応答の行政処分としての申請拒否処分をするものとしていると解される。</p>
<p>④ 「協議が調わないとき」には, 再放送自体については協議が成立したが, <u>その他の条件(著作権料等)について</u>協議が成立しない場合等も含まれ, これらについて<u>協議が成立していないから, 「協議が調った」とはいえない</u>。</p>	<p>「同意」とは, 一般放送事業者が, 基幹放送事業者の地上基幹放送を再放送すること自体(再放送をできる地上基幹放送, その区域及び実施の方法)についてのそれで十分と解される。その他の条件は私法上の法律関係に属する事柄である。</p>
<p>●争点2 第2次拒否処分と第1次決定との関係性</p>	
<p>① 第2次拒否処分は, 第1次決定を取り消し, 又は変更する行政処分であることとなり, それゆえ<u>第1次決定の不可変更力及び実質的確定力に反し</u>, 違法である。</p>	<p>第2次拒否処分は, 第1次決定がされた後新たに生起した事実(参加人の通知書送付等)に基づきしたものであって, 第1次決定の取り消した第1次拒否処分と同一の処分を繰り返すものではないから, 第1次決定に反するものということはできない。</p>
<p>② 第2次拒否処分により第1次決定が取り消され又は変更されれば, 本件裁定のうち<u>松茂町及び北島町の区域について再放送の同意を参加人に命じた部分も, 存立の基盤を失う</u>。</p>	<p>第2次拒否処分は, 上記のとおり, 第1次決定の取り消した第1次拒否処分と同一の処分を繰り返すものではなく, これにより第1次決定が実質的に取り消され又は変更されるとはいえない。</p>

議決した裁決案の概要（続き）

審査請求人の主張	理由
<p>●争点3 第2次拒否処分と本件判決との関係性</p> <p>本件判決の形成力及び拘束力に従い、総務大臣は、本件不同意裁定部分について同意裁定すべきであったにもかかわらず、第2次拒否処分をしたことは<u>本件判決の形成力及び拘束力に反し</u>、行政事件訴訟法33条に反して違法である。</p>	<p>本件判決は、参加人が上板町の区域において再放送に係る同意をしないことにつき「正当な理由」があるとした判断の非合理性を理由に第2次決定を取り消したものである一方、第2次拒否処分は、総務大臣が、平成30年10月11日においては本件裁定申請について「協議が調わないとき」に当たらないと判断してしたものであって、本件判決について生じた拘束に何ら抵触しない。</p>
<p>●争点4 第2次拒否処分における適正手続違反の有無</p> <p>①（法は「裁定の申請があったときは」基幹放送事業者に意見書の提出機会を付与すべき旨規定しているのであり、本件裁定申請から約7年3か月も経った時点で、その機会の付与を要求しておらず）総務大臣が<u>参加人に対し平成30年9月21日付で意見書の提出を求めた</u>ことは適正手続に違反する。</p>	<p>当該規定は、申請に対する処分のための要件該当性の検討に当たりその判断の適正を図る趣旨と解され、裁定の申請に対してした処分が取り消され、改めて当該申請に対する処分をしなければならないこととなった本件事案においても、同規定の趣旨に鑑み、同規定に基づいて意見書の提出の機会を与えたとしてもこれを失当ということは到底できない。</p>
<p>② <u>審査請求人に意見表明及び弁明の機会も主張立証の機会も与えず</u>、一方的な参加人の上申に基づいて行った点において、第2次拒否処分は適正手続に違反する。</p>	<p>法令には、裁定の申請をした一般放送事業者に対する弁明等の機会の付与について規定は置かれておらず、それは総務大臣の裁量に任されているものというべきである。 客観的な文書が提出され、同意した事実が紛れもなく証される場合には、一般放送事業者に弁明等の機会を与える必要は一般に乏しいものというべきであり、裁量の逸脱は認め難い。</p>
<p>③（参加人からの上申のわずか6日後に第2次拒否処分をしたのは）総務大臣と参加人とが事前に協議し、再度裁定拒否処分を行う計画を立て、そのとおり手続を進めたと解するほかなく、極めて不当である。</p>	<p>そのほかにも、第2次拒否処分の手続について違法又は不当な点は見出されない。</p>

（結語）

以上のとおり、総務大臣が第2次拒否処分に当たり行った認定判断は正当であり、審査請求人の主張はいずれも採用することができないから、第2次拒否処分を取り消す理由はない。審査請求人は、既に参加人の同意を得ているのであり、放送法上の再放送の同意について不利益を被っていない。以上のことから、本件審査請求に対し、主文のとおり議決する。

本件審査請求に係る過去の経緯について

(平成23年)

- 6月21日：ひのきが、讀賣テレビとの再送信同意に係る協議が不調のため、総務大臣に対し、裁定申請（本件裁定申請）。
- 10月20日：総務大臣が、「協議が調わないと判断し、本件裁定申請について拒否処分（第1次拒否処分）^①。
- 11月 7日：ひのきが、第1次拒否処分を取り消し、再送信同意すべき旨の裁定をするよう異議申立て。

(平成24年)

- 11月28日：電波監理審議会が、「協議が調わないと判断する旨の決定案を議決。
- 12月 5日：総務大臣が、議決を踏まえ、第1次拒否処分を取り消す旨の決定（第1次決定）^②。
総務大臣が、ひのきに対し、裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。

(平成25年)

- 6月26日：電気通信紛争処理委員会が、上板町については再放送に同意しない「正当な理由」がある旨の答申。
- 7月23日：総務大臣が、答申を踏まえ、松茂町及び北島町についてのみ再放送の同意をすることを讀賣テレビに命ずる旨の裁定^③。
- 8月 9日：ひのきが、上板町に係る不同意裁定部分を取り消し、同意すべき旨の裁定をするよう異議申立て。

(平成27年)

- 2月18日：電波監理審議会が、不同意裁定部分は正当である旨の決定案を議決。
- 2月25日：総務大臣が、議決を踏まえ、異議申立てを棄却する旨の決定（第2次決定）^④。
- 6月 1日：ひのきが、東京高等裁判所に対し、第2次決定を取り消すよう求める訴訟を提起。

(平成29年)

- 12月 7日：東京高等裁判所が、不同意裁定部分及び第2次決定を違法とし、同決定を取り消す旨の判決（本件判決）^⑤。
- 12月21日：国が、本件判決を不服として、最高裁判所に対し、上告受理申立て。

(平成30年)

- 9月 6日：最高裁判所が、国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定をし、本件判決が確定。
- 9月21日：総務大臣が、ひのきに対し、再び裁定手続に入る旨の通知。讀賣テレビに対し、裁定の申請があった旨の通知。
- 10月11日：讀賣テレビが、ひのきに対し、上板町における区域外再放送に任意同意する旨の通知。
- 10月25日：総務大臣が、「協議が調わないと判断し、本件裁定申請について拒否処分（第2次拒否処分）^⑥。

(平成31年)

- 1月 8日：ひのきが、第2次拒否処分を取り消し、上板町において再放送同意すべき旨の裁定をするよう審査請求。

資料 2

電波監理審議会審議資料

令和 3 年 1 月 12 日

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の 変更の認可

(令和 3 年 1 月 12 日 諒問第 1 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(佐藤課長補佐、菅原係長)

電話：03-5253-5798

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可

1 申請の経緯等

令和2年11月10日、日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第9項の規定に基づき、放送法第20条第2項第2号及び3号に規定するインターネットを通じて放送番組等を提供する業務（以下「インターネット活用業務」という。）の実施基準の変更について認可申請（別紙1）があった。

この認可申請を受け、総務省は、同年11月24日に、「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」（別紙2。以下「考え方」という。）を公表し、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めることが適當と判断し、総務省の考え方について、同年11月25日から12月24日までの間、広く意見の募集を実施した。

意見募集の結果を踏まえた総務省の考え方（別紙3）のとおりである。

2 申請の概要

認可申請のあった実施基準の変更案（以下「本案」という。）は、インターネット活用業務の実施に要する費用の上限について、「各年度の受信料収入の2.5%の上限とする」ことから「年額200億円を超えないもの」に改めること、「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について、実施予定額を「20億円以下」とする定め及びその費用について実施計画で内容等を明示する定めを削除すること、2号受信料財源業務として行われる総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の見逃し番組配信のうち地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を除く。）の提供期間について、放送日の翌日から起算して「7日以内」から「14日以内」に改めること、邦人向け協会国際衛星放送の放送中番組及び既放送番組の提供対象地域を日本国外に限定すること、2号受信料財源業務として行われる総合テレビジョン放送及び教育テレビジョン放送の同時配信の提供時間について、当分の間、「限定して行う」ことから「限定して行うことがあり」に改めること等とするものである。

3 結論

本案について、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」（総務省平成 26 年 11 月。令和元年 9 月改定）の審査項目に照らして検討を行った審査結果は別紙 4 のとおりであり、当該審査結果及び意見募集の結果を踏まえ、以下の条件を付して認可することとしたい。

1. 2 号受信料財源業務の実施に要する費用が算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすること。
2. 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について、対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和 3 年度の実施計画・業務報告書等において記載すること。

日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の 業務の実施基準の変更の認可

令和3年1月
情報流通行政局
放送政策課

- インターネット活用業務の実施に要する費用(2号受信料財源業務)について、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を含め、「年額200億円」を上限とすること。

※なお、当該費用については、中期経営計画の策定または変更に当たって、NHKの業務および収支の見通しと合わせて検討するものとし、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不斷に点検して抑制的な管理に努めると定めている。

- 費用の上限を「20億円以下」とする「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」の実施に要する費用を定めを削除。

費用の上限を
受信料収入の
2.5%に設定

【現行】

[別枠]東京オリパラ関係(20億円)

- ・国際放送のネット配信
- ・ラジオ放送の同時配信
- ・災害情報等の配信
- ・HP等を通じた情報提供
- ・常時同時配信・見逃し配信
- 地方番組・民放協力

(参考)令和2年度予算189億円

【申請】

費用の上限を
年額200億円
に設定

- ・東京オリパラ関係
- ・国際放送のネット配信
- ・ラジオ放送の同時配信
- ・災害情報等の配信
- ・HP等を通じた情報提供
- ・常時同時配信・見逃し配信
- 地方番組・民放協力

各年度の
費用の見通し額※

令和3年度
192億円

令和4年度
189億円

令和5年度
191億円

※実施基準変更案の別添1「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」より

(1) 2号受信料財源業務(常時同時配信・見逃し配信等)の提供

	サービス内容	提供区域
地上テレビ 常時同時配信	<p>総合テレビ・教育テレビの放送中番組を放送と同時に提供する時間を限定して行うことがあるとする。</p> <p>※ 現行実施基準では「当分の間、提供時間を限定して行う」とされている。</p>	
地上テレビ 見逃し番組 配信	<p>総合テレビ・教育テレビの<u>地上テレビ見逃し番組配信</u>のうち<u>地方向け放送番組の提供期間及び時間</u>については、「放送日の翌日から起算して<u>14日以内</u>」とする。</p> <p>※1 現行実施基準では「放送日の翌日から起算して7日以内」とされている。 ※2 地方向け放送番組の見逃し番組配信については、令和2年度末までに一部開始し、令和3年度以降、大阪拠点放送局等の見逃し番組配信を強化する予定であり、これに伴い要員等の関係で放送開始直後から配信できない場合も想定され、配信期間が短くなることを防ぐために提供期間を延長するもの。</p>	日本国内 に限る
邦人向け 協会国際衛星 放送の配信	<p>在外邦人の安全・安心を守るために、<u>邦人向けテレビ国際放送</u>の一部番組の同時配信及び見逃し番組配信を開始。</p>	日本国外 に限る

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る取組について

実施予定額を「20億円以下」とする定め及びその費用について実施計画で内容等を明示する定めを削除。

審査結果①

認可要件（審査項目）	審査結果	
NHKの目的達成に資するものであること (放送法第20条第10項第1号)	適	本案は、地上テレビ同時配信の提供時間や地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供時間等、業務の実施方法の一部等を変更するものであるが、業務内容を変更するものではなく、公共放送として協会が行うものとして、引き続き、適切なものと認められる。
業務の種類、内容及び実施方法が適切かつ明確に定められていること (同第2号)	適	業務の種類及び業務の内容については、本案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。 業務の実施方法については、地上テレビ同時配信の提供時間や地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供時間等、一部変更されているが、本案において明確に定められていることから、適切なものと認められる。
受信料制度の趣旨に照らして不適切なものでないこと(同第3号)	適	本案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

審査結果②

認可要件（審査項目）	審査結果
業務の実施に過大な費用を要するものでないこと（同第4号）	適 業務の実施に要する費用について、「年額200億円を超えないもの」と明確に記載されている。 業務規模に関しても、増加分は全体の経費削減の規模に対して一部にとどまっており、かつ、費用の増加については協会の目的達成に資する業務やその理由があるものと認められることから、協会の事業収支に影響を与えるものではなく、任意業務の趣旨に照らしても一定の合理性のある規模にとどまっていると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと（2号業務のみ）（同第5号）	適 本案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。
利用者の利益を不当に害するものでないこと（2号業務のみ）（同第6号）	適 本案において、現行の実施基準からの変更はないため、引き続き、適切なものと認められる。

- 令和2年11月25日～12月24日まで実施した「総務省の考え方」に関する意見募集では、計255件（うち放送事業者等31件）の御意見が寄せられた。
- 寄せられたインターネット活用業務に関する御意見の概要は以下のとおり。

① 市場競争関係

- NHKのインターネット活用業務が市場の競争に与える影響について、民間事業者の意見を十分に汲み取り、精緻に検証していくべき。 <民放連他>

② インターネット活用業務の実施に係る費用関係

- NHK自ら示した各年度の費用の見通し総額を超えることがないよう、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべきであり、その観点から、総務省の考え方で示された条件案は重要である。 <民放連他>
- 費用の抑制管理が適切に実施されているか、NHK自身が不断に検証を行うとともに、外部からの検証が可能となるよう、出来る限りの情報公開が必要であるべき。 <民放連、新聞協会他>

③ 国際インターネット活用業務関係

- 「邦人向け協会国際衛星放送の放送中番組及び既放送番組の提供対象地域を日本国外に限定すること」について、公共放送を日本国内に限定しておらず、予算の肥大化につながる。国外に配信するのであれば、国外での受信料を徴収すべきである。 <個人>

④ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係

- 東京オリンピック・パラリンピックに係る実施費用については、その使途を国民・視聴者に開示し会計上の透明性をさらに高めることが適当とする総務省の考え方は適当。 <テレビ信州他>

⑤ 地方向け放送番組の見逃し番組配信関係

- 配信開始から7日以内ではなく14日以内が適当である理由について、より丁寧な説明をNHKに対して求めるべき。 <民放連他>

⑥ その他

- インターネット分野の中で公共放送であるNHKはどのような役割を果たしていくのかを、自らの考え方を明らかにすべき。 <青森放送株式会社他>

認可条件案の概要

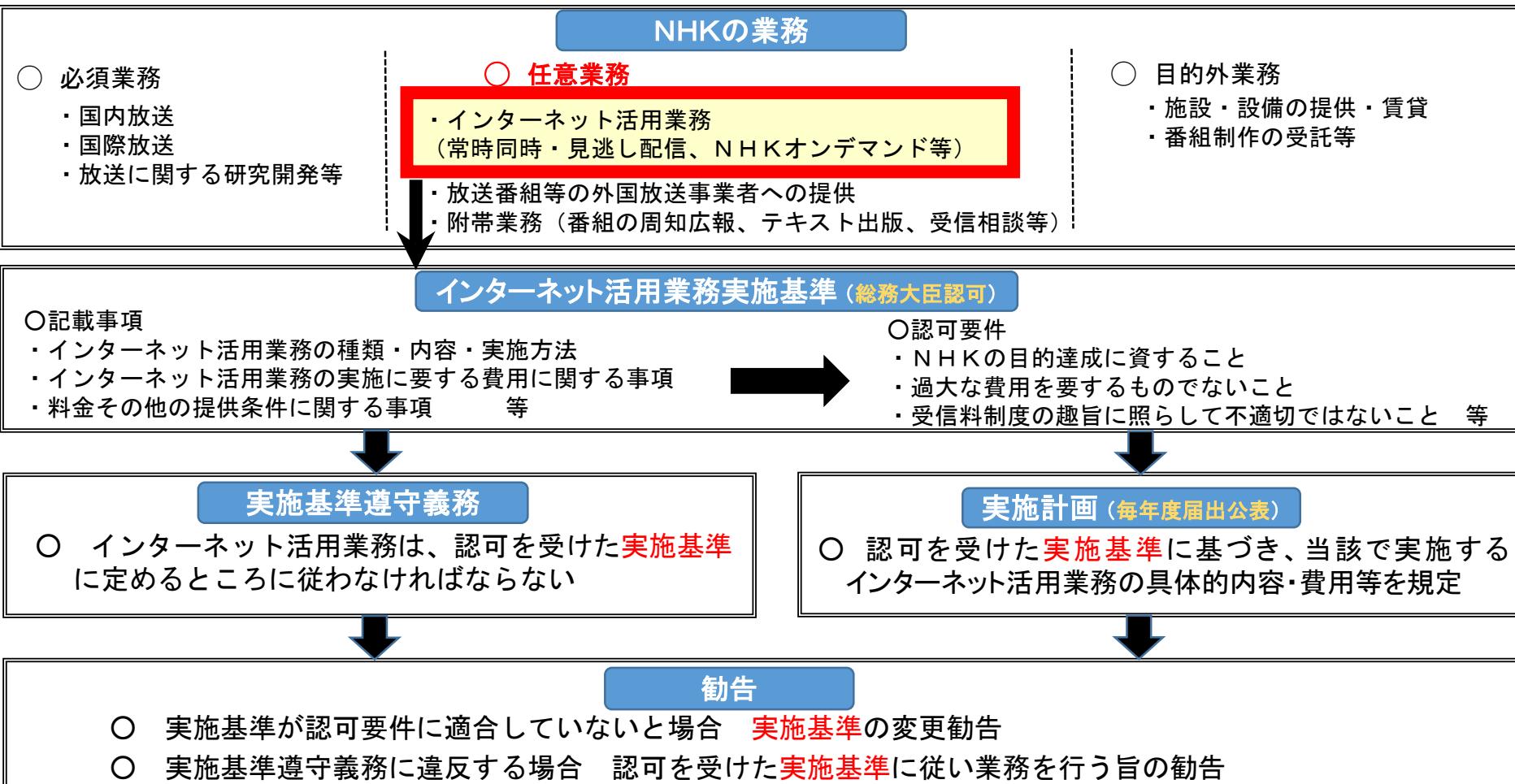
今般の認可申請について、以下の条件を付した上で認可することとしたい。

- 1 2号受信料財源業務の実施に要する費用が算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないように努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなつた場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかにすること
- 2 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について、対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和3年度の実施計画・業務報告書等において記載すること

現時点での費用の見通し(算定根拠より)

	令和2年度予算	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総額	189億円	192億円	189億円	191億円
国内インターネット活用業務	164億円	164億円	157億円	157億円
常時同時配信等業務	54億円	54億円	62億円	64億円
上記以外の業務	109億円	110億円	95億円	93億円
国際インターネット活用業務	25億円	28億円	32億円	34億円

- 放送法上、**NHKのインターネット配信等の業務**(インターネット活用業務)は任意業務であり、放送のために徴収された受信料で提供する場合の適切性を確保するため、**総務大臣から認可を受けた実施基準に基づき、毎年度、実施計画を定めて提供すること**とされている。



- NHKのインターネット活用業務の実施基準は、総務大臣の認可を受けることが必要。
- 認可の審査項目は、放送法及び省令を踏まえ、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」で具体化されている。

放送法上の認可要件	ガイドラインにおける審査項目
(1) NHKの <u>目的達成</u> に資すること	インターネット活用業務の内容について、 ①NHKの目的に照らして適切であること ②市場の競争を阻害しないこと ③地方向け放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確であること ④他の放送事業者との協力に関する事項が適正かつ明確であること 等
(2) <u>業務の種類、内容及び実施方法</u> が適正かつ明確に定められていること	①業務の種類(受信料財源業務/有料業務等)ごとに <u>提供期間、提供区域</u> 等が適正かつ明確に定められていること ②苦情・意見への対応、経理、実施状況の評価及び改善に関する事項が定められていること
(3) 料金その他の提供条件が <u>受信料制度の趣旨</u> に照らして不適切でないこと	受信契約者にとって不公平とならないための <u>提供条件</u> が適正かつ明確に定められていること
(4) 業務の実施に <u>過大な費用を要するものでない</u> こと	①受信料を財源とするインターネット活用業務について、 <u>費用の上限</u> が <u>適正かつ明確に定められている</u> こと ②インターネット活用業務全体に要する費用が適切な規模であること
(5) 特定の者に対し <u>不当な差別的取扱いをするものでない</u> こと	業務の実施方法や料金その他の提供条件が、 <u>特定の者を合理的な理由なく不当に差別するものではない</u> こと
(6) 利用者の <u>利益を不当に害するものでない</u> こと	①利用条件等に対する考え方が <u>適正かつ明確に示されている</u> こと ②個人情報その他の情報の <u>適正な取扱い</u> について措置が講じられていること 等

(参考)NHKが実施している利用者向けインターネットサービスの概要

無料配信

(2020年度予算 189.8億円)

① NHKプラスの提供

インターネットで地上波(総合・教育)を視聴できる動画配信サービスを提供(2020年4月から)

放送同時配信

見逃し番組配信



いつでもNHKの番組を楽しめる
総合テレビやEテレの番組を同時に放送終了後7日間視聴可能

プレイリスト

ジャンルやテーマ別に見逃し番組を並べ、番組を見つけやすくなりました。

*※1 利用者に対する対価を求めることがなく実施。受信契約未確認者に対しては、同時配信の画面上に受信契約確認メッセージを表示し、見逃し番組配信は利用不可。

*※2 同時配信は、原則6:00~24:00の提供。

④ 災害情報等の同時提供

災害情報等をインターネット同時配信



② らじる★らじる

ラジオ放送(第1、第2、FM)のインターネット同時配信(2011年9月から)



*※ 2017年度から、民放ラジオ局のネット配信サービスであるradikoでの配信も実施

③ NHKワールド JAPAN

外国人向け国際放送(テレビ・ラジオ)のインターネット同時配信等



⑤ ハイブリッドキャストサービス

放送と通信が連携した新たなサービスを提供



有料配信

(2020年度予算

13.4億円)

⑥ NHKオンデマンド

放送済の番組を有料でインターネット配信
年間延べ約1万4千本の番組を提供



(参考)NHKプラスにおける「受信契約確認のメッセージ」のイメージ

- 受信契約を確認できない者は、同時配信に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージが表示され、見逃し番組配信は利用できなくなる。



(メッセージの内容)

NHKプラスでは、放送番組の同時配信と見逃し番組配信をご覧いただけます。利用登録は受信契約者本人に限ります。同一生計の方もご利用いただけます。登録の際、受信契約の状況を確認させていただきます。

※ NHKインターネット活用業務実施基準(令和2年1月14日総務大臣認可)において、「当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさで表示するものとする。」とされている。

(NHKホームページより作成)

(業務)

第二十条 (略)

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものと含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)。

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)。

四～九 (略)

9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 (略)

二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

三・四 (略)

10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一～三 (略)

四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。

五～六 (略)

11 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならぬ。

13 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第九項の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の当該業務の実施計画を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

令和 3 年 1 月 12 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び第 4 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する告示案

(令和 3 年 1 月 12 日 諒問第 2 号)

[第 5 世代移動通信システムの普及に向けた制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高田課長補佐、大出係長)

電話：03-5253-5829

諒問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(宇仁課長補佐、杉本係長)

電話：03-5253-5893

諮詢第2号説明資料

電波法施行規則の一部を改正する省令案並びに第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部を変更する告示案 (第5世代移動通信システムの普及に向けた制度整備)

1 諒問の概要

総務省では、平成31年4月に5Gの導入のための特定基地局の開設計画の認定を行い、令和2年8月には第4世代移動通信システム（4G）等で使用されている周波数帯に5Gを導入するための制度整備を行うなど、5Gの早期導入に向けた取組を進めてきた。

令和2年9月9日（水）から同月25日（金）までの間、5G普及の促進を希望する者を対象として5Gの利用に係るニーズの調査を実施したところ、5Gの利用に対する多くのニーズが示された。

これらを踏まえ、5Gの普及のための周波数の割当てを早期に実施するため、電波法施行規則の一部改正並びに第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の制定及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針の一部変更を行うものである。

2 改正等概要

平成30年4月に認定した4G普及の開設計画の有効期間は認定当時の規定に基づき10年間とされているところ、今回割当予定の5G周波数に係る開設計画について4G普及の開設計画の有効期間との整合を図るための規定を追加する。また、5Gの普及のため1.7GHz帯（東名阪以外）の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定め、4G普及のための開設指針中の終了促進措置に関する規定に5G普及のための周波数割当に係る認定開設者に関する事項を追記するとともに、同指針から1.7GHz帯（東名阪以外）に関する規定を削除する。

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正及び制定予定。（公布日の施行を予定）

4 意見募集の結果

なお、省令の改正案等の策定に当たって、令和2年11月21日（土）から同年12月21日（月）まで意見募集を行い、15者から意見の提出があった。

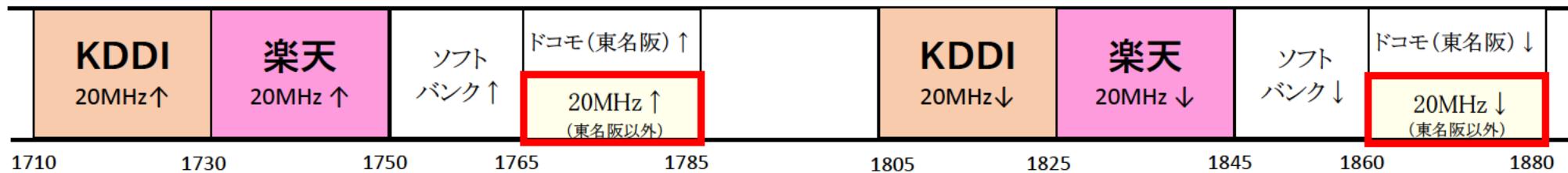
第5世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針の制定について

令和3年1月
総合通信基盤局

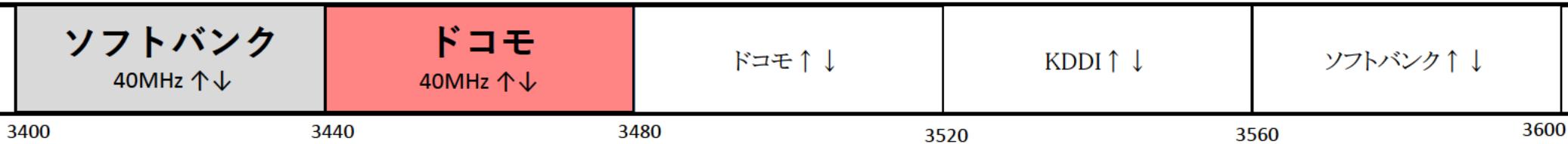
平成30年の1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当結果

- 平成30年4月、1.7GHz帯（全国）及び3.4GHz帯について4社にそれぞれ割当て。
- 1.7GHz帯（東名阪以外）は、当時希望する申請者はいなかった。

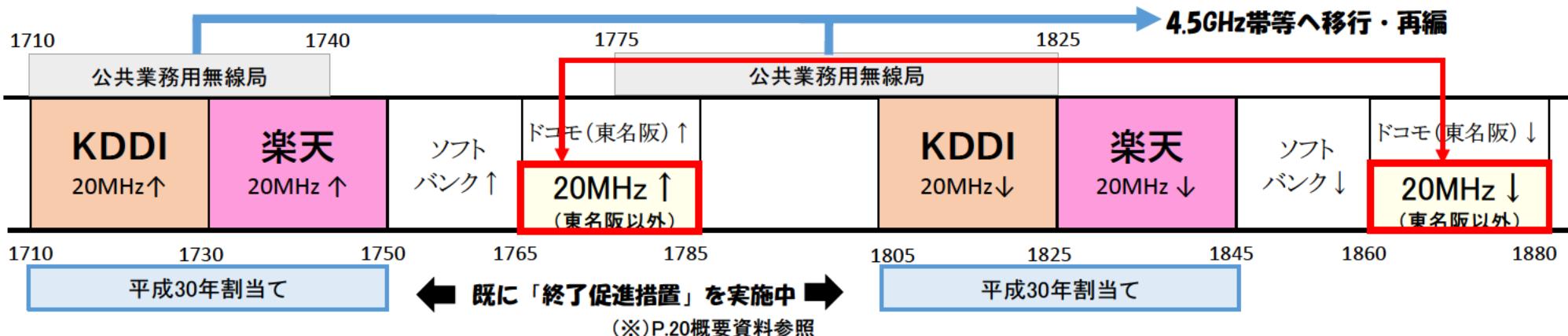
【1.7GHz帯】



【3.4GHz帯】



5G用周波数の追加割当ての基本的考え方



1. 地方への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる。
令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付。
(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」
(令和2年10月27日総務省)

審査方法について

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が絶対審査基準（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して比較審査（競願時審査）を実施。
⇒ 審査の結果、評価点数の合計の高い者に割当てを実施。

① 絶対審査（項目例）

1. エリア展開

- 5G基盤展開率が50%以上となる計画

2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料が、31億円／年以上
(標準的な金額を著しく下回る金額)

3. サービス

- アクション・プラン(※2)の内容を踏まえた取組計画がある

4. その他

- 既存事業者へ事業譲渡しない等



② 比較審査（項目例）

1. エリア展開

- 5G基盤展開率がより大きい
- 特定基地局開設数がより多い

2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料の金額がより大きい

3. サービス

- アクション・プラン(※2)の内容を踏まえた取組計画がより充実している
(例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組)

4. 指定済周波数

- 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない等



周波数の割当て

※1 「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」参照

※2 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日総務省）

開設指針の概要

1. 特定基地局の範囲

第5世代移動通信システムの基地局で、下記2の周波数を使用するものとする。
(第4世代移動通信システムの基地局も含む。)

2. 使用する周波数

東名阪以外※の区域において、1,860MHzを超える1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯)

※全国の区域から平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第二項第二号(二)に掲げる区域(「東名阪区域」という。)を除いた区域。

3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

空間分割多重方式、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

4. 終了促進措置

認定開設者は、1,710MHzを超える1,850MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

5. 特定基地局開設料

認定開設者は、自ら申請した特定基地局開設料を国に納付しなければならない。

6. 認定開設者の義務

- (1)認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2)総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3)認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4)既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (5)認定開設者は、東名阪区域において1,765MHzを超える1,785MHz以下又は1,860MHzを超える1,880MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。



1～6の規定、絶対審査基準及び競願時審査基準に基づき審査を実施。

絶対審査基準

エリア 展開	基準 ①	認定から7年後までに、全国(東名阪を除く。)及び各地域ブロックの5G基盤展開率※1が50%以上になるように5G高度特定基地局※2を開設しなければならないこと
	②	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法に関する計画を有すること
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画※3を有すること
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画※3を有すること
特定基地局 開設料	⑤	特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、特定基地局開設料の金額が、標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(31億円／年)以上であること
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(7年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライ アンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
終了促進措置	⑧	既存無線局の周波数移行に必要な費用負担の割合に相当する金額(557億円)を確保できること
既設基地局	⑨	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること
サービス	⑩	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること
	⑪	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること
	⑫	「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有すること
混信 対策	⑬	1.7GHz帯(東名阪)を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと

※1 5G基盤展開率：全国(東名阪を除く。)における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数で除した値をいう。

※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gbps程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。

※3 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)・「IT調達に係る国の中品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

比較審査基準

カテゴリ	基準	審査事項
I エリア展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと
II サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること
III 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと
IV 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないと若しくは当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施		
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方①

開設指針案に対して、15者（法人7者、個人8者）から意見が提出された。
その概要及び考え方は以下のとおり。

(※) 意見公募期間は令和2年11月21日（土）～12月21日（月）（31日間）

提出意見	意見に対する考え方
全体についての賛同意見	
・本開設指針案に賛同。 【オプテージ、（公社）全国消費生活相談員協会、NTTドコモ、KDDI】	・賛成意見として承る。
1.7GHz帯（東名阪以外）における技術導入について	
・ビームフォーミング技術については、1.7GHz帯において、技術基準の規定がないため、開設指針において、削除すべき。【NTTドコモ】	・ご指摘を踏まえて削除修正。
メッシュについて	
・国立公園等の自然公園についても5G基盤展開率対象メッシュから除外すべき。【ソフトバンク】	・国立公園等の自然公園は、工作物の設置制限等があるものの、観光などの事業可能性がないとはいえないことに加えて、基地局の設置の可能性も残されているため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではない。
・東名阪区域の隣接エリアにおいては東名阪区域の既存免許人の基地局に対して、混信等の防止措置を行うこととなるが、これにより特定基地局の設置が困難なエリアが、二次メッシュの一区画の大半を占めるような場合については、当該二次メッシュ区画は東名阪区域として取扱いを希望。【ソフトバンク】	・東名阪エリアの区画については、平成17年総務省告示第883号第2項第2号(2)に掲げる行政区画単位で規定しており、現在の1.7GHz帯東名阪を使用する免許人の使用実態を踏まえて、対象となるエリアを定めることは適当ではない。なお、東名阪以外区域における2次メッシュの範囲については、申請者への予見性を高めるため、申請マニュアルで明確化。
比較審査基準における配点について	
・比較審査基準については、いずれの項目も重要な内容であり、各項目の配点が偏りなく適切なものとなるよう希望。【NTTドコモ、楽天モバイル】 また、	・エリア展開、サービス、周波数の経済的価値及び指定済周波数等の各カテゴリのいずれにおいても、5Gの早期展開に資するものであり、電波の公平且つ能率的な利用を確保するために重要であることから、本開設指針案においては、カテゴリは同等の評価配点とする。
・MVNOの利用促進については、重点評価に設定されるべき。【オプテージ】	・カテゴリ I の審査項目AからCまでにおいては、地方への5G普及を進めるため、5G基盤展開率に係る審査項目Aはカテゴリ内において重点的な項目とする。
・地方への早期エリア展開が実現できる計画を提出した申請者を高く評価する配点を希望。【ソフトバンク、KDDI】	

意見募集で提出された主な意見とそれに対する考え方②

提出意見	意見に対する考え方
MVNOの促進、SIMロック解除の促進及びeSIMの導入促進について	
・MVNOの促進、SIMロック解除の促進及びeSIMの導入促進に係る取組状況について審査することについて賛同。 【(一社)テレコムサービス協会、オプテージ、(公社)全国消費生活相談員協会、楽天モバイル】	・賛成意見として承る。
・MVNO等のモバイル市場の公正競争促進に資する取組の進捗状況については、継続的に注視することを要望。 【オプテージ、(一社)テレコムサービス協会】	・認定後において、本開設指針案第九項第7号の規定により四半期ごとに継続的に確認を行ってまいる。
・「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」については、1契約者当たりの平均通信料金など比較審査基準においても追加することを希望。 【(公社)全国消費生活相談員協会、楽天モバイル】	・「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」を比較審査基準に追加する点については、一般的に比較審査基準は客観的かつ透明性の高い基準であることが望ましいと考えられるところ、今後の参考とさせて頂く。
・類似している審査項目に係る計画の提出内容及び評価方法の違いについて明確化すべき。また、SIMロック解除の促進やeSIMサービスの導入に係る取組は、恣意性のない納得感のある評価基準を改めて示すべき。【ソフトバンク】	・ご意見も踏まえて評価方法等については本概要資料にお示しするとともに、開設計画に記載する個別具体的な詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化。
高度既設特定基地局の計画について	
・NSA方式のアンカーバンドで利用する基地局や帯域の計画は、干渉等によって利用する基地局や帯域を変更する可能性がありうるため、計画変更が生じた場合でも合理的な理由が認められる変更については許容できるような運用を希望。【ソフトバンク】	・電波法第27条の14第1項の規定に基づき、開設計画の変更等の制度が設けられていることから、こうした制度の下で、適切に運用してまいる。
マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用等の計画について	
・マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格の条件以外の革新的技術や独自技術を搭載した通信機器の導入が阻害され、技術発展の恩恵を受けられない可能性があり、慎重な議論が必要。 ・対象機器の選択肢が少なくなった場合の機器の高額化によるネットワークコスト増大と利用者への転嫁、機器構成の類似による通信事業者間の設備競争の低下への懸念があり、慎重に検討すべき。【ソフトバンク】	・マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の導入により、通信機器市場の競争促進や新たなイノベーション等にも資することが期待され、重要。 ・災害等へのネットワークの抗たん性・冗長性の確保や早期の復旧に資することから、本開設指針案においてもその採用等に関する計画に係る審査をすることが適當。

提出意見	意見に対する考え方
特定基地局開設料について	
・金額が高騰することにより本来設備投資に割当てられるべき資金が特定基地局開設料に振り向けられ、結果としてサービスの品質が低い水準になることを懸念。【ソフトバンク】	・周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたもの。他方で、事業者にとって過度な負担が生じること等により我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用することが重要。 ・これを踏まえて、本開設指針案において経済的な価値を踏まえた標準的な金額を年額62億円として提示するとともに、「1.7GHz帯(東名阪以外)の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」により、当該標準的な金額の算定過程や算定の考え方を公表。
・毎年支払うことへの後発事業者への金銭負担が懸念されるため、事業者規模の小さい後発事業者に対し、減額するなどの配慮を希望。 【楽天モバイル】	・現行の法制度上、携帯電話事業の参入順や事業規模によって、特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものではない。
・苦労して算出されているのはよく理解できるが、最低金額について標準金額の50%まで認めるのは適切ではない。公共の電波帯を事業者が使用する料金は、安売りしないことを希望。【個人】	・特定基地局開設料の標準額から著しく下回る金額の設定については、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなり得ること、競願時審査においてより周波数の経済的価値を反映した当該開設料を示した申請者を評価することが可能であることなどを考慮して標準額から50%に相当する金額とするのが適当。
・特定基地局開設料の算定方法等、水準を定める議論の経緯を詳らかにすることで説明責任を果たすことを希望。【ソフトバンク】	・算定に当たっての考え方に関する議論の経緯については、本開設指針案の制定後に公表を行ってまいる。
1.7GHz帯全国バンド既存事業者との情報の非対称性について	
・公共業務用無線局の終了促進措置の進捗状況、東名阪以外の地域ごとの本開設指針に係る特定基地局の開設可能となる時期等について、早期の情報を開示を希望。【NTTドコモ、ソフトバンク】	・1.7GHz帯の終了促進措置に係る個別の協議に基づく合意内容等は、当事者間の個別情報も含まれている一方で申請者の予見可能性を高める必要があるため、当該進捗状況について、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討。

提出意見	意見に対する考え方
東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉について	
<p>・先行業者と後発業者の事業者間調整等において優先順位はなく、お互いに公平な立場で協議ができること、離隔距離の確保やサイトエンジニアリング等によることとすることが適当。【楽天モバイル】</p>	<p>・本開設指針案に基づき、東名阪エリアの既設無線局の運用を阻害する混信等の具体的な対策を講じなければならないとしており、認定開設者は、当該規定に従って、既存免許人と事業者間調整を行いつつ、無線局の設置場所・空中線指向方向の調整を実施すること等の対策を行うことが適当。なお、東名阪エリアの免許人においても、認定開設者と事業者間調整を行いつつ、当該対策を行うことが適当。</p>
周波数のひっ迫度、割当済周波数について	
<p>・帯域幅あたりの契約者数で検証するのは、ひっ迫度の比較方法として不十分。データトラヒックに基づくひっ迫度の比較審査を行い、公平性を担保いただくことを希望。【ソフトバンク】</p>	<p>・これまで「帯域幅当たりの契約者数」を指標としており、引き続き、周波数のひっ迫度を示す指標の1つとして適当。また、データトラヒックによる比較は、基地局ごとで計測するトラヒックに含まれる各種付加情報等の有無が異なり、統一した基準でデータを取得することが困難であると認識しており、各者の当該取組を比較することは困難。なお、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含む周波数のひっ迫度を示す指標について検討を進める。</p>
<p>・割当周波数幅の総計ではなく、従前の指標のとおり、指定済周波数の利用状況が考慮された指標で評価されるべき。【KDDI】</p>	<p>・指定済周波数に係る評価においては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、①指定済周波数を有していないこと、②申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ないと③当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことの観点から評価を行うこととしており、③のとおり、指定済周波数の利用状況を考慮した指標も含めて審査することが適当。</p>
災害対策等について	
<p>・ネットワークの災害耐性や災害復旧体制がどれだけ確保されているかといった観点での評価も重要な指標であり、比較審査の対象とすべき。【ソフトバンク】</p>	<p>・災害対策等については、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされており、絶対審査基準において審査を行う。 一方で、各者の当該取組を比較評価することは困難であることから、競願時審査基準の審査項目として適当ではない。</p>

提出意見	意見に対する考え方
開設計画の認定の有効期間の合理性について	
<p>・平成30年における先行2者の開設計画の認定期間が10年である一方で、本開設指針に係る開設計画の認定期間を7年とする理由如何。 【ソフトバンク】</p>	<p>・認定開設者は、終了促進措置を1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた2者と共同で実施し、また、公共業務用無線局の既存免許人の1.7GHz帯使用期限が令和7年3月31日と規定。</p> <p>・したがって、先行の2者は、終了促進措置後の少なくとも令和7年4月1日から開設計画の認定期間満了日（令和10年4月8日）までの約3年間は、排他的に当該帯域の無線局免許申請が可能。</p> <p>・一方で、仮に本開設指針案に係る開設計画の認定期間を10年とし、令和3年度に認定が行われた場合には、後発の1者は約6年間排他的に当該免許申請が可能となり、認定開設者間の公平性を確保する観点から、有効期間の満了年度を合わせることが適当。</p>
4Gとしての利用について	
<p>・4Gとしても利用はどのくらいの期間まで可能か。【楽天モバイル】</p>	<p>・具体的な使用期限を規定しているものではないが、本開設指針案が、地域への早期の5G普及展開を図ることを目的としていること、開設計画の認定期間が5G導入段階であることにより4G基地局としての使用も可能としていることを踏まえて、早期に割当周波数を5G基地局として使用することが望ましい。なお、比較審査基準では、4G特定基地局の開設数等は評価の対象外。</p>
その他	
<p>・電波オークションを地上TV等にも行うべき。【個人2件】</p>	<p>・電波オークションは、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国では、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が発生した事例があり、また、ユーザー料金高騰のおそれがあるなどのデメリットもあるため、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討。</p>
<p>・基地局数の比較を行う場合は、1局単位の差分が優れたサービスの提供根拠とならないため、従来どおり100局単位とすべき。【ソフトバンク】</p>	<p>・定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較することが適切であり、より多くの基地局数を展開することで、稠密なエリア展開が期待できることから、1の位まで比較審査することが適当。</p>
<p>・マニュアルの事前公開について、受付開始までに十分な期間を確保すべき。また、受付期間も十分な期間を確保すべき。【ソフトバンク】</p>	<p>・申請期間については、過去の割当てと同程度の期間とすることが適当。なお、開設計画の認定申請マニュアルは本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに公表予定。</p>

意見募集の結果等を踏まえ、開設指針案の規定を以下のとおり修正。

開設指針案の構成

- 一 用語の定義
 - 二 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項
 - 三 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
 - 四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
 - 五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
 - 六 終了促進措置に関する事項
 - 七 特定基地局開設料に関する事項
 - 八 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項
 - 九 特定基地局の円滑な開設の推進に関する
- 別表第一 開設計画に記載すべき事項
- 別表第二 開設計画の認定の要件
- 別表第三 開設計画の認定の審査事項

- 5G高度特定基地局に具備されるべき技術を明確化するため文言を修正（第4項）【技術的修正】

- ビームフォーミング技術については、1.7GHz帯において技術基準の規定がないため削除（第5項）

- 面積カバー率の定義について明確化するため文言を修正（別表第3第2項）【技術的修正】

- その他、技術的な修正を行った。【修辞的修正】

開設指針案の修正概要(新旧対照表)

修正案	意見募集時
<p>四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して七年を経過した日までに、一の総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域ごとの5G基盤展開率が全て百分の五十以上になるように5G高度特定基地局（空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）及び二五六値以上の直交振幅変調を用いるものに限る。以下同じ。）を開設しなければならない。</p> <p>五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項 認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。</p>	<p>四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項 認定開設者は、認定日から起算して七年を経過した日までに、一の総合通信局（関東総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局を除く。）の管轄区域ごとの5G基盤展開率が全て百分の五十以上になるように5G高度特定基地局を開設しなければならない。</p> <p>五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項 認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）、空間分割多重方式（一の陸上移動局への送信において四以上の空中線を使用するものに限る。）、二五六値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定するものをいう。以下同じ。）その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。ただし、既存事業者以外の者が認定開設者となる場合にあっては、キャリアアグリゲーション技術を除く技術を用いるものとする。</p>
<p>別表第三 開設計画の認定の審査事項 二 認定日から起算して七年を経過した日における計画において、面積カバー率（東名阪以外区域における四次メッシュ（陸上を含むものであって、第八項第五号により審査する周波数の範囲を使用する5G特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該四次メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の総数を、東名阪以外区域における四次メッシュ（陸上を含むものに限る。）の総数で除した値）を百分の一で除した値がより大きいこと。</p>	<p>別表第三 開設計画の認定の審査事項 二 認定日から起算して七年を経過した日の属する年度の末日の計画において、面積カバー率（全国の区域におけるメッシュ（東名阪以外の区域における陸上に係るものであって、第八項第五号により審査する周波数の範囲を使用する5G特定基地局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、全国の区域におけるメッシュ（東名阪以外の区域における陸上に係るものに限る。）の総数で除した値）がより大きいこと。</p>

競願時審査基準の評価の判定方法(案)

カテゴリ	基準	審査事項	判定方法
I	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	申請者から出された5G基盤展開率を小数点以下を含めて評価。
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと	
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと	申請者から出された基地局数を一桁単位まで比較評価。
II	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	2021年度から2023年度までに適用するデータ接続料の料額(将来原価方式による算定を行っている者にあっては、将来原価方式に用いる予測値)のうち、 <u>2023年度の計画値を比較評価</u> 。その値が同額の場合には、2021年度及び2022年度の料額がより低廉となる計画を有する者を優先。
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること	① <u>2021年度において、販売する端末のうち、入荷時から販売までの間にSIMロックを施すものの割合が低い計画を有することを比較評価</u> 。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に低くなる計画を有する者を優先。 ② ①において優劣がつかない場合には、 <u>当該申請者がSIMロックを施す端末のうち、端末代金の総額が支払われた場合及び総務省の確認を受けた信用確認措置に応じた場合に、端末購入者の申出を要さずに、システム的にSIMロックを解除する取組をより早期に実現する計画を有することを比較評価</u> 。
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること	2021年度において、販売するスマートフォンのうち、eSIMが利用可能なものの割合が高い計画を有することを比較評価。その値が同率(±10%)の場合には、2022年度の割合がより早期に高くなる計画を有する者を優先。
III	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと	申請者から出された開設料を一億円単位まで比較評価。ただし、標準的な金額を下回る金額(62億円/年未満)については、配点なし(0点)とする。
IV	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと	①から順に判定の上、順位を決定していく。 ① 指定済周波数を有していないこと ② 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない(一MHz幅単位) ③ (②の帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には)当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと(小数点以下を含めて評価)
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	申請者から出された面積カバー率を優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価。

※1: 審査項目DからFまでは、開設計画申請時の計画(審査項目Dは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から3年度分(2021年度～2023年度)、審査項目E及びFは開設計画を提出する日の属する事業年度の次の事業年度から2年度分(2021年度～2022年度))で審査する。

※2: 新規参入事業者については、審査項目DからFまでのいずれの場合も、その者のサービス提供開始年度における予測値を記載するものとする。

※3: 審査項目E及びFにおける2022年度及び2023年度の割合については、それぞれの前年度より高い割合(E①にあっては、低い割合)であるものとする。

各カテゴリ・審査項目の配点構成(案)

17

- ✓ 各カテゴリごとの配点は最大24点とし、各カテゴリ内の各審査項目の配点の最大点は以下のとおり。
- ✓ 審査項目A(5G基盤展開率)については、地方への5G普及を進めるため、審査項目内の申請者間の順位に限らず申請数値に応じて得点を付与する「ポイント方式」によるものとし、カテゴリ I 内の他の審査項目よりも重点的な評価を行うものとする。

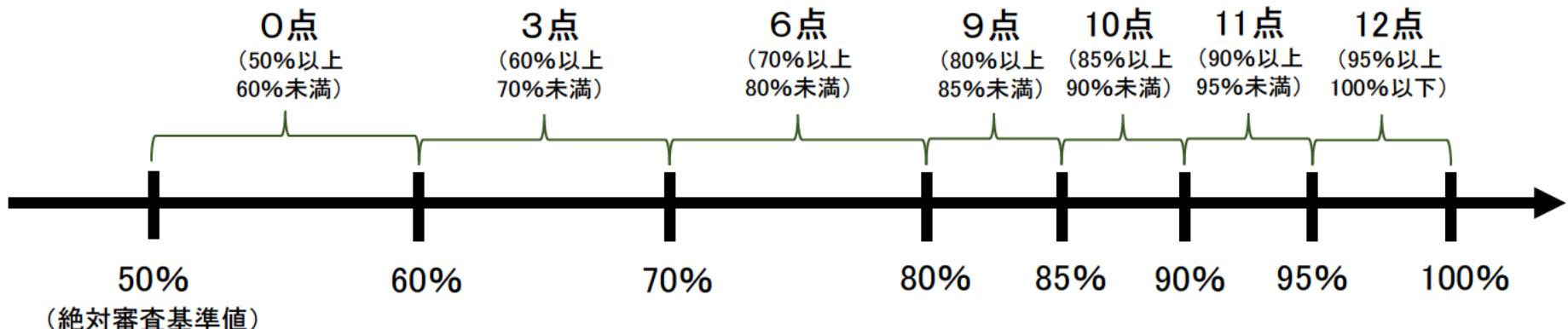
カテゴリ	各カテゴリ内の審査項目		配点方式	カテゴリの配点	審査項目の配点
I エリア 展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと	ポイント方式	24点	12点
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと			6点
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数がより多いこと			6点
II サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること	等分配点方式	24点	8点
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること			8点
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること			8点
III 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと		24点	24点
IV 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないと及び当該帯域幅の総計が同程度(±10%以内)の場合には、当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと		24点	24点
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施					
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと	等分配点方式	—	4点

※最高点を表記

ポイント方式・等分配点方式について

○ ポイント方式

- ✓ あらかじめ決められた各範囲における配点に従って、申請者の申請数値に応じて得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目Aに適用し、各範囲の配点は以下の通りとする。



○ 等分配点方式

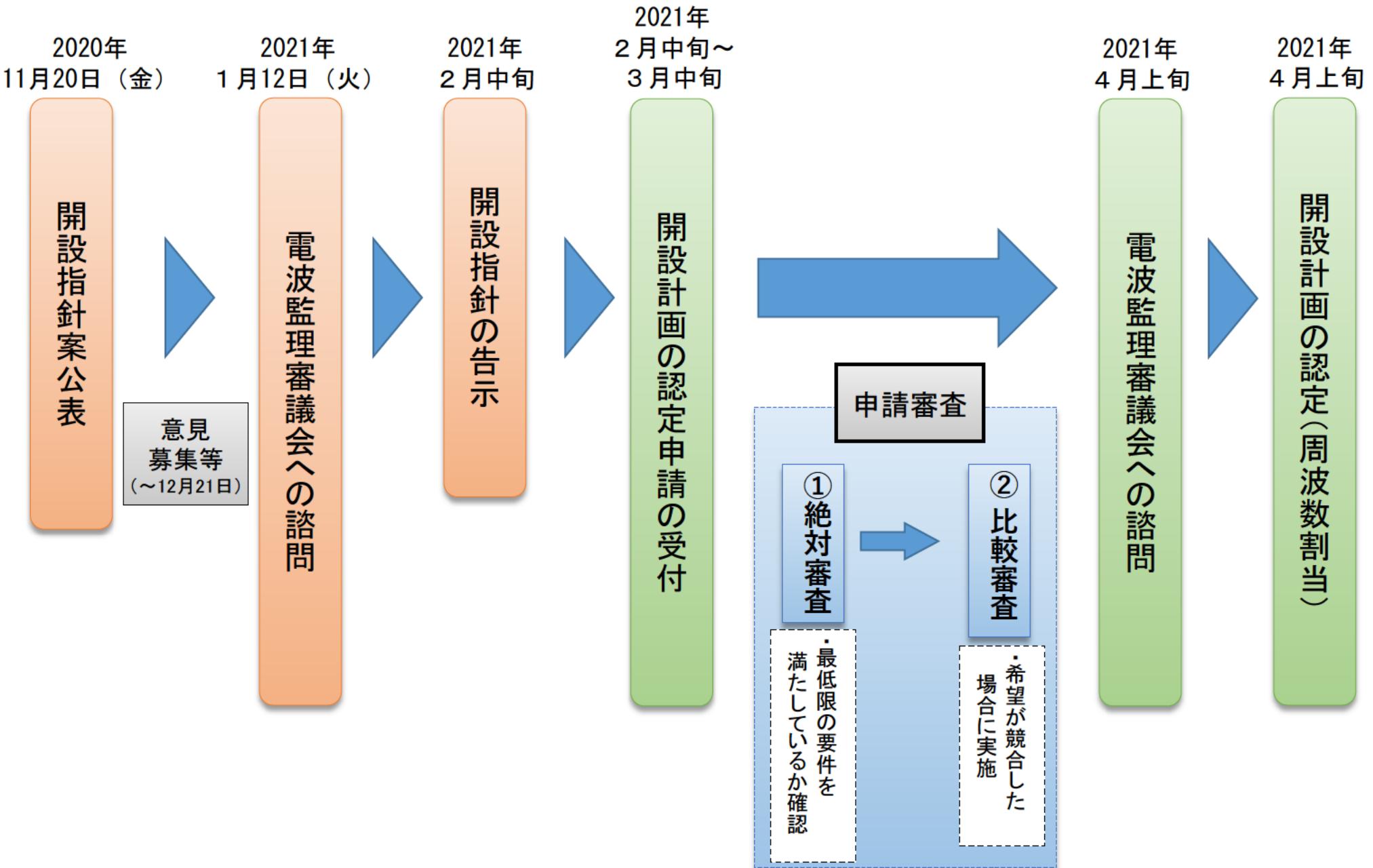
- ✓ 1位を最高点(y)とし、順に2位は最高点(y) × (n-1) / n、3位は最高点(y) × (n-2) / n…と得点を付与する方式。
- ✓ 本開設指針では、審査項目B～Iまでに適用する。

1位	2位	3位	最下位
y点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点	$y \times \frac{1}{n}$ 点

例)申請者数4、最高点が24点の場合には、
1位から順に、24点、18点、12点、6点となる。

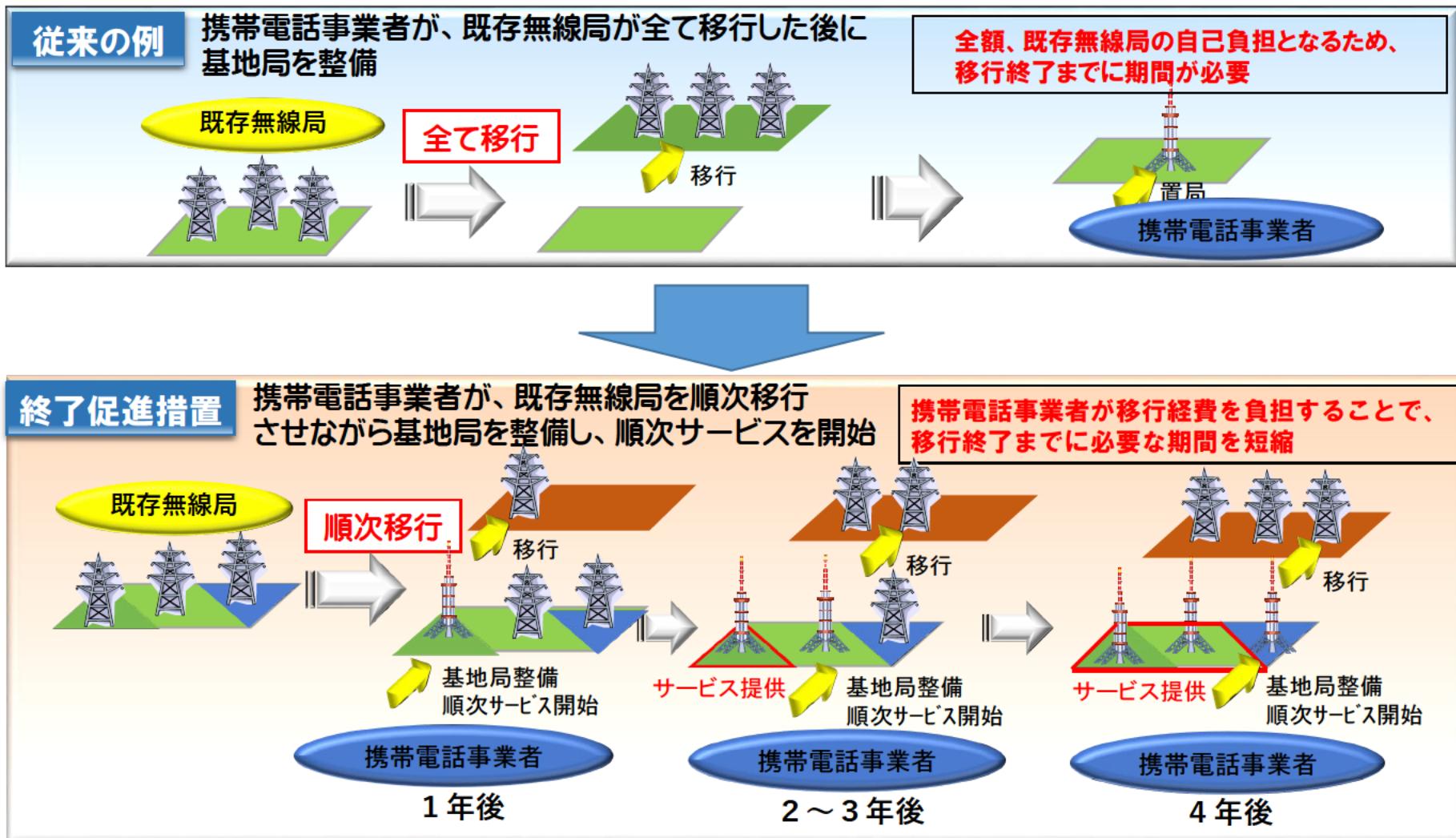
※申請者数:n

今後のスケジュール(予定)



(参考)終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



「第5世代移動通信システムの普及のための周波数の割当てに関する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間：令和2年11月21日（土）～同年12月21日（月）)

【意見提出 15件（法人7件、個人8件）】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
1	<p>電波オークションを、今回提案の周波数帯のみならず地上波TV（特に不要と考えるEテレの周波数）も含め広く事業参入者を募り通信料の低下を目指してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>電波オークションについては、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国では、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が発生した事例があり、また、ユーザー料金高騰のおそれがあるなどのデメリットもあります。オークション制度については、こうしたメリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>	無
2	<p>比較審査基準として「スマートフォン等へのeSIM導入に関わる取り組みがより進んでいること」を入れるのであれば、何をもってeSIM規格とするかの条件を明示的に示すべきです。現在、eSIMに関する標準規格としてはGSMAが定めたeSIM規格が存在しますが、これには運用上の問題がありほとんど普及していません。そして現状ではeSIMベンダごとに独自の規格を使用しており、国際的に普及したeSIM規格が存在しない状態です。そのため、現在はたとえばSIMカードの取り出し口を塞いだだけでもeSIM対応と名乗ることが可能な状態になっており、これを比較審査に利用するのは平等性の観点から問題があります。また、一部のeSIM規格については事業者を変更するために秘密鍵のやり取りをしないといけないものも存在しており、これをeSIMと認めて採用を促進させるのは安全性の観点から極めて問題があります。そして携帯事業者の乗り換えを容易にするというeSIM促進の本来の目的は各事業者を別々のeSIM規格に対応させるのではなく同一のeSIM規格に対応させなければ実現できません。よって、比較審</p>	<p>eSIMサービスについては、本開設指針案別表第3の一6において規定しております。 そこでは、技術的な基準ではなく、総務省として促進すべき機能を記載しており、その機能に該当するものを審査対象とするものです。</p>	無

	<p>査の対象として eSIM 導入を入れるのであれば、上記の平等性、安全性、利便性の 3 点の理由から、総務省が eSIM として認める eSIM 規格の一覧を具体的に提示するべきであります。</p> <p>あるいは総務省が奨励する eSIM 規格が現時点で存在しないのであれば、総務省奨励 eSIM 規格を今後制定するものとし、その規格検討への参加および規格の採用を審査基準とするか、または国際的に普及した eSIM 統一規格がない段階での eSIM 採用促進はガラパゴス化を招く恐れがあるためこの審査基準は削除することが望ましいです。</p>	
	【個人】	
3	<p>5G（ゴージー）とお爺（オージー）は響きが似ています。高齢化社会では聴力の関係で聞き間違いが発生します。ですからこの機会に「5G」から「第5世代」に表記を変更して統一してほしいです。もしくは「ファイブジー」との読みを普及させてください。</p>	<p>表記につきましては、「5G」及び「第5世代移動通信システム」の両方が存在していますが、総務省において5Gを「ファイブジー」との読み方で周知・広報を行っており、引き続き努めてまいります。</p>
4	<p>NHK、民放テレビ局による電波帯域の寡占が大きすぎます。縮小させるかテレビ局の電波使用料を値上げするかしなさい。</p>	<p>本開設指針案では、第5世代移動通信システムを使用することに周波数を割り当てるため、ご意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>Eテレを廃止してその周波数帯を使用するのが良い。</p>	<p>考え方4に同じ。</p>
6	<p>告示案における以下の規定は、MVNOへのネットワーク提供についてMNOが継続的に取り組むインセンティブを与え、またネットワーク提供に係る料金水準の適正性担保が期待できることから、モバイル市場の活性化、公正競争促進にも資すると考えますので、賛同いたします。</p> <p>特に、MVNOの促進の取り組みに関しましては、当協会MVNO委員会が提唱する「VMNO構想」への対応といった5G(SA方式)での先進的な機能開放や、申請者の企業グループ以外のMVNOへの積極的な取り組みが重要と考えますので、開設計画の認定の審査また認定後の進捗確認等のなかで、総務省において十分にチェックいただくとともに、継続的に注視いただくよう要望いたします。</p>	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>MVNOの促進の取組については、本開設指針案別表第2の十二及び十四、別表第3の一4から6までの規定により審査を行うとともに、認定後には本開設指針案第九項第7号の規定により四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行ってまいります。</p>

	<p>スイッチングコストの低廉化、利用者利便向上の観点から、SIMロック解除の推進、eSIMの普及促進は極めて重要な取り組みであります。本告示案の以下の規定は、それら取り組みの加速化に寄与するものであり、ひいてはモバイル市場の活性化、公正競争促進にも資するを考えますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
7-1	<ul style="list-style-type: none"> Society5.0の社会におけるIoTやAI等の先端技術の実現や活用において、電波は欠かすことのできないものです。他方電波は有限希少な国民共有の財産であり、効率的な活用が求められます。この点今回の開設指針が定められたことは、当該周波数の認定開設者が割当てられた周波数を効率的に活用するインセンティブを与えるものであり、またモバイル市場における公正な競争環境の促進に資するものであると考えます。 開設計画の認定の要件に、MVNOに対する特定基地局の利用を促進するための計画や接続料及び卸料金の低廉化に関する取組、並びにSIMロック解除の推進に関する取組等の計画及びその根拠が告示案に示されたことは、モバイル市場の発展と公正競争の促進に資するため、賛同いたします。 また計画だけでなく「次回の特定基地局の開設指針において、本開設指針に係る開設計画の進捗等の実績が審査事項となること」が本告示案に示されたことは、MNOがMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えるため、賛同いたします。 MVNOに対する特定基地局の利用促進の取組がより進んでいることが開設計画の認定の審査事項に示されたことは、多種多様な事業者の特定基地局利用につながり、モバイル市場における公正な競争環境維持に資するため賛同いたします。 またSIMロックの解除に係る取組促進においては、SIMロックによるMNOの不当な囲い込みを抑止する効果が期待され、事業者間の円滑な乗換えに資するものであり、公正な競争環境の維持に有効であると考えます。 eSIMサービスの導入に係る取組促進においては、一部のMNOでは同一サイズのSIMカードであっても利用する端末や通信種別等により複数区分が存在することから、利用者に混乱を生じかねない状況にあると考えるところ、eSIMを利用することで物理的なSIMカードが不要となることから、利用者の利便に資するものと考えます。 	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>MVNO等に対する特定基地局の利用の促進に係る評価基準については、エリア展開、サービス、周波数の経済的価値及び指定済周波数等の各カテゴリのいずれにおいても、5Gの早期展開に資するものであり、電波の公平且つ効率的な利用を確保するために重要であることから、本開設指針案においては、カテゴリは同等の評価配点とさせていただきます。</p>	無

	<p>また MVNOにおいても eSIMに対応したサービスを提供できることにより、利用者利便の向上や公正競争の促進が期待できるため、MVNOへのeSIM機能の開放促進についても開設計画認定の審査事項に追加いただくことを要望いたします。この点、MVNOへのRSP機能開放に向けた検討がMNOで早期に実施されることが求められるため、総務省殿においては、MNOにおける検討状況やMNOとMVNOの協議状況等を注視いただくとともに、状況に応じ必要な取り組み等をご検討いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、上記3点についてはMNOにとっては積極的に取り組むインセンティブが働きにくいものと想定されるところ、この点MVNOの利用促進や周波数のより多様な利用を促進するものであり、また利用者利便に資する取組であると考えますので、前回同様基準毎に重点評価が設定されるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
7-2	<p>「MVNOへのサービス提供計画」や「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランを踏まえた具体的な実施計画」等が指針案に示されたことは、MNOがMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与える、ひいてはモバイル市場の公正競争促進にも資すると考えるため、賛同いたします。なお、総務省殿においては、絶対審査基準にて示された計画や比較審査基準で示された取組みの進捗等について、MNOの実施状況を引き続き注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	MVNOの促進の取組の進捗状況については、認定後において、本開設指針案第九項第7号の規定により四半期ごとに継続的に確認を行ってまいります。	無
8	<p>携帯電話料金の引下げについては、これまで、昨年の電気通信事業法の改正をはじめとする各種施策により取り組んで来ていただいており、こうした取組の結果として、利用者にとって分かりやすく納得のできる料金・サービスが実現することに期待をしています。</p> <p>公共の電波の割当てに当たり、基地局インフラ整備状況といった設備投資の観点だけでなく、「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」を踏まえた各事業者の「分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に関する取組」や、「事業者間の乗換えの円滑化に関する取組」への対応状況も加味することに賛同いたします。事業者が積極的に取組いただくことで、利用者にとって魅力的な料金プランが提供され、事業者間の競争も活発化すると思います。</p> <p>また、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」とその根拠が評価基準に含まれている点については、本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」を比較審査基準に追加する点については、一般的に比較審査基準は客観的かつ透明性の高い基準であることが望ましいと考えられるところ、今後の参考とさせて頂きます。</p>		無

	<p>に関する計画」とその根拠が評価基準に含まれていることについても、事業者の積極的な取組を促すものであり、賛同します。</p> <p>ただし、「利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画」の観点は、絶対審査基準には含まれているものの、比較審査基準には含まれていません。一定の要件を満たした事業者を評価することも有益ですが、利用者利益の保護の観点からすると、事業者間の競争を通じて更に良いサービスが提供されるものと思われますので、比較審査基準にも加えていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
9-1	<p>第5世代移動通信システムの普及のため、1.7GHz帯東名阪以外バンドの割当に向けた開設指針案の公表が行われたことを歓迎するとともに、早期の周波数割当が実施されることを希望いたします。</p> <p>併せて、競願時の比較審査基準については、いずれの項目も重要な内容であると認識しており、各項目の配点が偏りなく適切なものとなるよう希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>競願時審査基準の各審査項目の配点に関する考え方は、考え方7-1と同じ。</p>	無
9-2	<p>また、特定基地局開設計画に係る検討に当たり、1.7GHz帯全国バンド既存事業者により進められている公共業務用無線局の終了促進措置の進捗状況、東名阪以外の地域ごとの本開設指針に係る特定基地局の開設可能となる時期等について、早期に情報を開示して頂くことを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>1.7GHz帯全国バンド既存事業者と1.7GHz帯対象免許人との1.7GHz帯の終了促進措置に係る個別の協議に基づく合意内容等については、当事者間の個別情報も含まれている一方で申請者の予見可能性を高める必要があるため、当該終了促進措置に関する進捗状況について、当事者の許容できる範囲内において、情報開示等を検討してまいります。</p>	無
9-3	<p>なお、第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案の第五項「特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項」において、特定基地局の無線設備に対して用いる技術の一つとして、「複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）」との記載がありますが、本記載に該当する技術基準は、本開設指針に係る周波数帯において規定がないため、当該記載を削除することが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>「複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術（5G特定基地局の無線設備に限る。）」に関する記載については、ご指摘を踏まえて、削除することいたします。</p>	有

10-1	<p>【高度既設特定基地局の計画】</p> <p>高度既設特定基地局については、別紙2の八項2号に「当該高度既設特定基地局の配置及び運用開始の時期を明らかにしなければならない」との案が示されており、また別紙2別表第一の十一項において「(当該高度既設特定基地局の総数及び使用する周波数帯ごとの当該高度特定基地局の無線設備の設置場所)」と記載されていることから、Non-StandAlone（以下「NSA」）方式におけるアンカーバンドの基地局についても計画を提出し、認定開設者が履行義務を負う規定案となっています。</p> <p>認定開設者はNSA方式のアンカーバンドで利用する基地局や帯域の計画を策定して整備を行いますが、干渉やその他技術的な要因によって利用する基地局や帯域を変更する可能性が否定できません。高度既設特定基地局の計画が一部変更となることに起因し5Gサービスに著しい差分が生じる蓋然性は高くないことから、高度既設特定基地局に計画変更が生じた場合でも合理的理由が認められる変更については許容できるような運用を検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>高度既設特定基地局に係る計画の変更等については、電波法第27条の14第1項の規定に基づき、開設計画の変更等の制度が設けられていることから、こうした制度の下で、適切に運用してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、変更等に当たっては、制度趣旨に鑑み、移動通信システムの技術革新が早く、市場ニーズの動向も流動的であることから、計画策定当初に想定しうることが困難であるような社会経済状況の変化等も踏まえて変更等が行われるものだと考えます。</p>	無
10-2	<p>【1.7GHz帯全国バンド既存事業者との情報の非対称性】</p> <p>別紙2の別表第一の六項「混信等の防止に関する事項」及び第七項「終了促進措置に関する事項」等において、認定の申請者は「既設の無線局等の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠」を提出することとなっておりますが、1.7GHz帯全国バンド既存事業者は既に計画の認定を受け、かつ1.7GHz帯対象免許人との協議を行い、情報を取得し、終了促進措置に着手している状況にあります。</p> <p>一方、認定の申請者は、別紙2の六項6号において1.7GHz帯対象免許人と「協議、調整等を一切行わないこと」という条件を付されており、既に終了促進措置に着手している1.7GHz帯全国バンド既存事業者と当該帯域の割当てを受けていない事業者（以下、「1.7GHz帯未割当事業者」）との間には大きな情報の非対称性が存在することとなり、置局計画の策定において1.7GHz帯未割当事業者が不利な立場にあるため、両者の計画を単純に同一の基準を用いて審査することは適切ではないと考えます。</p> <p>合理的な水準で1.7GHz帯未割当事業者に加点を行う等非対称性による差分を担保する措置か、1.7GHz帯全国バンド既存事業者が取得している情報を公開し</p>	<p>考え方9－2と同じ。</p>	無

	<p>た上で1.7GHz帯未割当事業者が開設計画に反映するための時間を充分に確保できる申請期限を設定する等同等性を担保する措置のいずれかを検討していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
10-3	<p>【基地局展開能力、災害対策の体制整備状況】</p> <p>近年の自然災害の大規模化により、携帯電話のネットワークが被害を受け復旧に時間を要する事案が散見されるようになっております。また、コロナによる生活様式の変化によりリモートワークが普及する等、携帯電話を含む通信ネットワークはライフラインとして国民生活に必要不可欠なものになっており、アフターコロナを見据え、5Gネットワークを構築する際、基地局を早期に展開する能力がどれだけあるか、ネットワークの災害耐性や災害復旧体制がどれだけ確保されているかといった観点での評価も重要な指標になるものと考えます。</p> <p>別表第三の「開設計画の認定の審査事項」には上記に関連する項目が見受けられず、比較審査の対象にこれらの項目は含まれていない案となっているよう見受けられます。これら基地局展開能力及び災害対策の体制整備状況については、比較審査項目として別表第三にも追加いただき、国民生活に必要不可欠なライフランを提供する事業者の責務を果たせるかどうかも審査いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>災害対策等については、自然災害等に対する携帯電話ネットワークの停電対策・ふくそう対策や通信障害の発生防止等の安全性・信頼性を確保するための取組は極めて重要であり、多様な事象に応じて携帯電話事業者ごとに様々な取組がなされていると承知しています。そのため、当該取組については、絶対審査基準において審査を行ってまいります。</p> <p>一方で、各者の当該取組を比較評価することは困難であることから、競願時審査基準の審査項目として適当ではないと考えます。</p>
10-4	<p>【通信機器の採用等に向けた取り組みの条件付け】</p> <p>マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器については、多様な通信機器ベンダーからの機器の調達が可能となり、通信機器ベンダー間の競争促進や通信事業者の選択肢の拡大等が期待されるため、推進することは有益であると考えます。</p> <p>一方で、特定のインターフェースや機能を有した通信機器の採用を条件とすることにより、その採用条件以外の革新的技術や独自技術を搭載した通信機器の導入が阻害されてしまうことも想定され、利用者が技術発展の恩恵を享受する機会を遅らせてしまう可能性も否定できません。よって、どのような条件を満たすものを対象とするのかについては、今後、慎重な議論が必要と考えます。</p> <p>また、通信機器の採用に条件を付与する場合は、通信事業者の設備競争への</p>	<p>マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の導入により、通信機器市場の競争促進や新たなイノベーション等にも資することが期待され、重要であると考えられます。また、災害等へのネットワークの抗たん性・冗長性の確保や早期の復旧に資することから、本開設指針案においてもその採用等に関する計画に係る審査をすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格によらない機</p>

影響も考慮することが必要です。仮に機器の選択肢が少なくなってしまった場合、

- ① 対象機器が高額になると、通信事業者のネットワークコストが増大し、最終的には利用者料金へ転嫁されてしまう。
- ② 機器構成が類似することで、通信事業者のコスト構造も同じとなり。結果的に設備競争が低下してしまう。

といった懸念も想定されます。よって、通信機器の採用の条件付けについては、通信機器の競争環境が整っているかどうかを評価した上で、慎重に検討頂くことを希望します。

【ソフトバンク株式会社】

器の採用は、特定のベンダーの機器の調達により、当該機器としか接続ができないいわゆる「ベンダーロックイン」となりうるため、通信機器ベンダ間の市場競争の低下により、特定のベンダーによる市場支配力の強化、ひいては通信機器の高額化につながりうると考えられます。

10-5	<p>【別表第二における項目の類似】</p> <p>別表第二で示された審査項目については、項目間で類似していると思われる記載が見受けられるため、以下の項目についてその提出内容及び評価方法の違いについて、明確にしていただくことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①十二項「卸電気通信役務の提供、接続その他の方法による特定基地局の利用を推進するための計画」及び十四項「接続料及び卸料金の低廉化等電気通信事業者間の公正な競争の促進に関する取組」 ②十三項「低廉で、明確な、満足できる料金設定」及び十四項「分かりやすく納得感のある料金・サービスの実現に関する取組」 <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案別表第二の十二及び十三の項目に係る提出内容及び評価方法等については、本開設指針案の概要資料にお示しするとともに、開設計画に記載する個別具体的な詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	無
10-6	<p>【比較審査項目の配点】</p> <p>平成30年11月に公表された「第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針案について」において、5G割当指標における全国展開確保に関する考え方として、『5G時代は“人だけ”から“あらゆるモノ”がサービスの対象となることから、都市部・地方部を問わず「産業展開の可能性がある場所」に柔軟にエリア展開できる指標を設定することが重要。また、5Gに地域課題解決や地方創生への活用が期待されることから、地方での早期エリア展開を評価する指標を設定することが重要』という基本的な考え方が示されております。</p> <p>これら地方への早期エリア展開を評価する指標については、別表第三の一項の1号から3号及び二項において比較審査項目にも反映されておりますが、他の比較審査項目との配点のバランスによっては、地方への早期エリア展開に消極</p>	<p>考え方7-1と同じ。</p> <p>なお、カテゴリIの審査項目AからCまでにおいては、地方への5G普及を進めため、5G基盤展開率に係る審査項目Aはカテゴリ内において重点的な項目としています。</p>	無

	<p>的な事業者が高得点を得る結果になるのではないかと危惧いたします。</p> <p>上述の基本的な考え方を踏まえ、地方への早期エリア展開が実現できる計画を提出した申請者を高く評価する配点をご検討いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
10-7	<p>【基地局数の単位】</p> <p>過去の開設指針において基地局数の比較を行う場合、基地局数を百で除することによって100局単位での比較となっていましたが、本指針案の別表第三では、5G特定基地局の開設数の項目に百で除する規定が見受けられず、1局単位での比較を行うものと思われます。1局の5G特定基地局によるエリアカバーや通信速度などの差分が計画全体からすれば少であることを考慮すれば、1局のみ優っている申請者が1局劣っていた申請者と比較して優れたサービスを提供できるという根拠にはならないことから、従来同様100局単位での比較としていただくよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今回の比較審査基準においては、定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較することが適切であり、より多くの基地局数を展開することで、^{ちゅう}稠密なエリア展開が期待できることから、1の位まで比較審査することが適当と考えます。</p>	無
10-8	<p>【SIMロック解除、eSIMに係る取組】</p> <p>比較審査項目として別表第三の一項5号にて示されている「SIMロック解除に係る取組」及び同6号に規定されている「同端末設備へのeSIMサービスの導入に係る取組」については、「より進んでいること」という主観的な基準となっていることから、比較を行うにあたっては恣意性のない納得感のある評価基準を改めて示していただく必要があると考えます。</p> <p>事業者がメニューを用意しているかどうかの比較は指標となり得ると考えますが、そのメニューを利用者がどれだけ使ったのかという実績については事業者が直接関与することができず、また、選択肢の有無以上に総契約者数の多寡が影響する可能性もあり、例えばSIMロック解除の実数などでは公平性が担保されないのでないかと危惧するところです。</p> <p>また、SIMロック解除及びeSIMに係る取組は今回の本指針案で新たに設定された審査項目であり、過去の開設指針では規定されておりませんでした。指針策定時から遡った過去実績等を比較することは法の訴求適用を回避する観点からも行うべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>SIMロックの解除に係る取組及びeSIMサービスの導入に係る取組についての提出内容及び評価方法等については、貴見も踏まえた上で、本開設指針案の概要資料にお示しするとともに、開設計画に記載する個別具体的な詳細等については、申請者への予見性を高めるため、本開設指針案の申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	無
10-9	<p>【特定基地局開設料】</p> <p>新規帯域の割当てを受けた認定開設者は新たに設備投資を行ってネットワー</p>	<p>特定基地局開設料制度においては、Society 5.0時代に向けて、電波利用のニ</p>	無

ク整備を進める必要があります、申請者はこの設備投資を行う意思をもって申請することとなります。

一方、本指針案から追加された特定基地局開設料については、算定方法や標準的な金額等が示されておりますが、金額が高騰することにより本来設備投資に割当てられるべき資金が特定基地局開設料に振り向けられ、結果としてサービスの品質が低い水準に抑えられるようなことになるのでは本末転倒です。本指針案に限った意見ではありませんが、当社が以前から主張しておりますとおり、特定基地局開設料が設備投資額を著しく減じるような水準にならないよう、充分にご配慮いただくことを希望します。

また、特定基地局開設料の算定方法等、水準を定める議論については、その議論の経緯を詳らかにすることで説明責任を果たしていただきますよう、改めてお願ひ申し上げます。

【ソフトバンク株式会社】

ズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。他方で、事業者にとって過度な負担が生じること等により、我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用していくことが重要であると考えています。

これを踏まえて、本開設指針案において経済的な価値を踏まえた標準的な金額を年額62億円として提示するとともに、「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針」により、当該標準的な金額の算定過程や算定の考え方を公表しています。

なお、算定に当たっての考え方に関する議論の経緯については、本開設指針案の制定後に公表を行ってまいります。

10-10	<p>【指定済み周波数ひつ迫度の比較】</p> <p>本指針案では指定済み周波数ひつ迫度として「現に申請者に割り当てている周波数の幅の総計がより少ないこと」と「当該幅の総計に対する令和二年九月三十日時点における当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数がより大きいこと」の2つの基準が示されていますが、「令和2年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果の概要案」において、契約数が少ない事業者が契約数の多い事業者の倍近いデータトラヒックを処理している調査結果が公表されており、帯域幅あたりの契約者数で検証るのは、ひつ迫度の比較方法として不十分ではないかと考えます。</p> <p>契約者数以外に少なくともデータトラヒックに基づくひつ迫度の比較審査を行い、公平性を担保いただくことを希望します。</p>	<p>周波数のひつ迫度は、これまで「帯域幅当たりの契約者数」を指標としており、引き続き、周波数のひつ迫度を示す指標の1つとして適当であると考えます。</p> <p>また、データトラヒックによる比較は、指定済周波数を使用する携帯電話事業者において、基地局ごとで計測するトラヒックに含まれる各種付加情報等の有無が異なり、統一した基準でデータを取得することが困難であると認識しており、定量的かつ明確な一定の客観的基準の下で、各者の当該取組を比較</p>	無
-------	--	---	---

なお、平成29年12月に公表された「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案」では、開設計画の認定の審査項目となる面積カバー率において「申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上中継局」も含めた算定を行う規定となっていました。第5世代移動通信システムの普及のための周波数は平成31年4月に既に他帯域における開設計画の認定が行われており、指定済周波数を使用した第5世代移動通信システムのサービスも展開されていることから、本指針案の面積カバーの算定においても指定済周波数を含む算定についてご検討いただくことを希望します。

【ソフトバンク株式会社】

することは困難であると考えます。

なお、今後の周波数の有効利用の度合いを把握する観点から、周波数帯ごとのデータトラヒック等を含む周波数のひつ迫度を示す指標について、検討を進めてまいりたいと考えます。

面積カバー率について、「第4世代移動通信システム（4G）の普及のための特定基地局の開設指針では、4Gの更なる普及拡大を図るために割り当てられたものであることから、割当周波数に加えて、既に4Gでも使用している指定済周波数も含めた面積カバー率を指標に設定していたものと考えます。

平成31年（2019年）4月に割り当てられた5G用周波数は、2020年3月より順次商用サービスが開始されると承知していますが、割当てから約2年であり、今後、当該周波数を活用した5Gエリアの展開が想定されることを踏まえると、4G普及のための特定基地局の開設指針と状況が異なることから、本開設指針案においては、割当周波数に限った面積カバー率を審査項目とすることが適当であると考えます。

10-11	<p>【東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉】</p> <p>本指針案において割当てを予定している帯域については、別紙2 三項 2号で規定されているとおり、東名阪区域については株式会社NTTドコモ殿に割当てられており当該エリアにおいて電波発射を行っておりますが、東名阪区域の隣接エリアにおいて本指針案にて認定を行う特定基地局が電波発射を行う際に、それら株式会社NTTドコモ殿の基地局に対して、別表第一の六項に示されている通り、混信等の防止措置を行うこととなります。</p> <p>この混信等の防止措置により特定基地局の設置が困難なエリアが、二次メッシュの一区画の大半を占めるような場合については、当該二次メッシュ区画は</p>	<p>東名阪エリアの1.7GHz既存事業者との干渉については、東名阪エリアの区画については、平成17年総務省告示第883号第2項第2号（2）に掲げる行政区画単位で規定しており、現在の1.7GHz帯東名阪を使用する免許人の使用実態を踏まえて、対象となるエリアを定めることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、東名阪以外区域における2次メッシュの範囲については、申請者への予見性を高</p>	無
-------	--	--	---

	<p>東名阪区域として取扱い、別表第三の二項の面積カバー率算定の対象から外していただくよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>めるため、申請マニュアル等で明確化させていただきます。</p>	
10-12	<p>【直ちに産業展開の可能性がある場所となり得ないメッシュ】</p> <p>平成30年11月に実施された「第5世代移動通信システムの導入のための周波数の割当てに関する意見募集」においても意見提出させていただきましたが、日本の国土は、先進各国と比較して可住地※1は狭く、森林等が6割を超えていています。そのように世界的にも森林等が多い日本ですが、国土利用計画※2においても「持続可能で豊かな国土を形成する国土利用」を目指しており、平成37年における森林規模は2,510万haと平成24年と同規模を確保する計画となっています。そのような森林の保全・再生の観点に立てば、「土地利用種別の森林」については、直ちに「産業展開の可能性がある場所」にはなりえないと想定されることから、森林等を5G基盤展開率対象メッシュの対象外にすることは合理的と考えます。</p> <p>加えて、森林以外にも直ちに「産業展開の可能性がある場所」にはなりえないエリアが存在します。例えば、国立公園等の自然公園については、その優れた自然風景を保護するために工作物の設置に制限があります。自然保護の観点から「土地利用種別が森林」と同様であると考えられることから、自然公園については今回のメッシュの対象外とすべきです。</p> <p>なお、当該エリアに基地局整備を行う場合、管轄先に許可等を求める必要があり、認定開設期間の5年間に基地局の設置を見込むことが困難な場合が想定されます。よって、当該エリアにおいて、需要が生じた際には開設計画とは別に対応すべきものと考えます。</p> <p>※1 http://www.jice.or.jp/knowledge/japan/commentary06</p> <p>※2 http://www.mlit.go.jp/common/001100224.pdf</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>産業展開の可能性がある場所となり得ないメッシュについて、国立公園等の自然公園は、工作物の設置制限等があるものの、観光などの事業可能性がないとはいえないことに加えて、基地局の設置の可能性も残されているため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではないと考えます。</p> <p>また、二次メッシュ内のいずれかに基地局の設置が可能と考えられるため、5G基盤展開率対象メッシュから除外することは適当ではないと考えます。</p>	無
10-13	<p>【開設計画の認定の有効期間の合理性】</p> <p>本指針案に係る「開設計画の認定の有効期間」は「当該計画の認定の日から起算して七年とする」と定められています。一方、1.7GHz帯域を割り当てた直近の開設計画に係る指針である平成30年総務省告示第34号（第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件。）「以下「前回指針」」においては、開設計画の認定の有効期間は十年とされており、</p>	<p>本開設指針案に係る認定開設者は、1.7GHz帯における終了促進措置を1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた認定開設者2者と共同で実施し、また、公共業務用無線局の既存免許人の1.7GHz帯使用期限が令和7年3月31日となっています。</p>	無

	<p>同じ帯域を利用する開設計画であっても有効期間が異なる結果となっています。</p> <p>同一帯域の場合、終了促進措置の期限を共通の期限とすることは合理的であると考えられるものの、開設計画の有効期間を前回指針と異なる長さとし、どちらも共通となる令和十年度までとしたことにどのような理由があるのか、お示しいただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>したがって、先行の2者は、終了促進措置後の少なくとも令和7年4月1日から開設計画の認定期間満了日（令和10年4月8日）までの約3年間は、排他的に当該帯域の無線局免許申請が可能となります。</p> <p>一方で、仮に本開設指針案に係る開設計画の認定期間を10年とし、令和3年度に認定が行われた場合には、後発の1者は約6年間排他的に当該免許申請が可能となり、認定開設者間の公平性を確保する観点から、有効期間の満了年度を合わせることが適当と考えます。</p>	
10-14	<p>【認定開設マニュアル等】</p> <p>本指針案だけでは記載方など詳細が確認できないため、指針の告示と併せて開設計画の認定開設マニュアルを公開いただく必要があると考えます。また、認定開設マニュアルの公開から開設計画の受付開始までの期間、開設計画の受付期間について、どちらも十分な期間を確保していただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本開設指針案の策定後のスケジュールについては、今後調整することとしておりますが、申請期間については、過去の割当てと同程度の期間とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、申請予定の事業者が速やかに準備を行うことを可能とするため、開設計画の作成等に必要な情報については、本開設指針案に係る電波監理審議会の答申後、速やかに開設計画の認定申請マニュアルにおいて公表することを予定しております。</p>	無
11-1	<p>5GシステムはIoT等での省力化により地域産業の生産性向上に寄与することが期待されております。本開設指針案は地域への早期の5G普及展開に資するものであるため、賛同いたします。</p> <p>なお、開設計画の審査にあたっては、以下の意見を考慮していただくことを希望いたします。</p> <p>周波数の割当てにあっては、対象の周波数を最も活用するものに対して行われるべきであり、当該事項は開設数等の特定基地局の計画に係る指標が、最も関連性が高いものと考えます。そのため、開設計画の審査にあっては、従来どおり基地局構築、エリア展開に係る基準の配点が最も重視されることが適當であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>本開設指針案への賛同意見として承ります。</p> <p>競願時審査基準の各審査項目の配点については、考え方7-1と同じ。</p>	無

11-2	<p>指定済周波数に係る評価にあっては、事業者へ割当て済みの周波数帯域幅の多寡だけではなく、従前の指標にもあるとおり、契約者数の割合等、指定済周波数の利用状況が考慮された指標において実施されることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>指定済周波数に係る評価においては、①指定済周波数を有していないこと、②申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ないと及び③当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいことの観点から評価を行うこととしており、③のとおり、指定済周波数の利用状況を考慮した指標も含めて審査することが適当と考えています。</p>	無
12	<p>標準金額算定方針については、各国の条件が違う中で苦労して算出されているのはよく理解できます。ただし、最低金額について標準金額の50%まで認めるというのは納得がいきません。公共の電波帯を事業者が使用する料金は、安売りしないでいただきたいです。また、実際の金額を決定される際には、オーケーション制を取るなど、適正価格になるような工夫をお願いします。事業者が低価格で権利を手にしても、なかなか消費者に還元されない実態を鑑みると、なおさらです。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>特定基地局開設料の標準額から著しく下回る金額の設定については、最低限負担すべき金額が過度に高いと参入事業者のハードルとなり得ること、競願時審査においてより周波数の経済的価値を反映した当該開設料を示した申請者を評価することができるなどを考慮して標準額から50%に相当する金額とするのが適当であると考えます。</p>	無
13-1	<ul style="list-style-type: none"> 開設指針案において、絶対審査基準として、「低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること」との基準が取り入れられたこと、及び競願時審査基準として、SIMロック解除やeSIM導入に係る取組に係る基準が取り入れられたことについては、低廉な料金での移動通信サービス提供や事業者間の乗り換え円滑化に係る国民ニーズに応えたものでありますので、賛同いたします。この度の新型コロナウイルスの流行により、経済環境が悪化していることに加え、これまでの場所的な概念に捉われない働き方が注目されており、低廉な料金で利用できる移動通信サービスへのニーズが更に高まるものと考えられますので、競願時審査基準に1契約者当たりの平均通信料金などに着目した「低廉な料金によるサービス提供」といった基準の追加を要望します。 <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>ご意見の前段については、本開設指針案に賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、ご意見の後段については、考え方8に同じ。</p>	無
13-2	<p>競願時審査基準のうち「MVNO促進の取組がより進んでいること」については、申込数や契約数の計画で比較することとすると、ネットワーク整備の過渡期にある後発事業者に圧倒的に不利になりますので、事業開始からの経過年数</p>	<p>考え方7-1と同じ。</p>	無

		が少ない事業者に対しては、最も配点が高い事業者に対する点数と同じ点数を配点するなどの配意を要望します。なお、競願時の審査基準については、いずれも周波数の有効利用や事業者間の競争の促進の観点で重要なものですので、基準間の重み付けは行わず、配点を均等とすることが適当であると考えます。 【楽天モバイル株式会社】	
13-3		<ul style="list-style-type: none"> 本周波数帯を東名阪エリアと東名阪以外エリアで異なる事業者が使用する場合、両エリアの境界エリアにおける事業者間調整については、先行業者と後発業者の事業者間調整等において優先順位はなく、お互いに公平な立場で協議ができること、離隔距離の確保やサイトエンジニアリング等によることとすることが適当であると考えます。 <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案第九項第10号の規定に基づき、東名阪エリアの無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならないとしており、認定開設者は、当該規定に従って、東名阪エリアの免許人と事業者間調整を行いつつ、無線設備ヘフィルタを追加すること、又は無線局の設置場所・空中線指向方向の調整を実施すること等の具体的な対策を行うことが適当であると考えます。</p> <p>なお、東名阪エリアの免許人においても、認定開設者と事業者間調整を行いつつ、当該具体的な対策を行うことが適当であると考えます。</p>
13-4		<ul style="list-style-type: none"> 1.7GHz 帯（東名阪以外バンド）は、地方部における 5G の面的展開を図るのに有用な周波数帯であると考えておりますが、4G のトラヒック対策のとして用いることも考えられます。「第 5 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針案について」の 2 ページ目には、「1. 地域への早期の 5G 普及展開を図るため、第 5 世代移動通信システム（5G）用周波数の追加割当てを実施する。（当面は、4G の利用も可とする。）」と記載されていますが、「当面」とはどの程度の時期までなのか、具体的な時期の想定がございましたら、ご教示お願ひいたします。 <p>【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本開設指針案第二項の規定に基づき、割当て周波数を 4G として使用とができる、具体的な使用期限を規定しているものではありません。しかしながら、本開設指針案が、地方への早期の 5G 普及展開を図ることを目的としていること、開設計画の認定時期が 5G 導入段階であることにより 4G 基地局としての使用も可能としていることを踏まえて、早期に割当周波数を 5G 基地局として使用することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、比較審査基準では、4G 特定基地局の開設数等は評価の対象外となっています。</p>
13-5		<ul style="list-style-type: none"> 開設計画の認定を受けた事業者は、開設計画で提示した特定基地局開設料の 	特定基地局開設料については、特定基地局

金額を毎年支払うこととなります。後発事業者にとってその金銭的負担は、事業規模の大きい先行事業者と比べて、運営コストへの影響が大きくなっています。

海外の周波数オークションでは、移動通信産業の競争促進のため、第4の事業者への優遇策を設けている事例もありますので、我が国においても、事業規模の小さい後発事業者に対し、開設計画の認定後に支払うこととなる特定基地局開設料を減額するなどの配慮を要望します。また、特定基地局開設料については、本年8月に公表された「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会報告書」に標準額の算出に関する考え方方が示されており、他の無線通信システムとの共用となる場合や隣接周波数帯域との干渉がある場合の補正係数は、 $1/2$ とされています。周波数が逼迫する中、今後、携帯電話システムに割り当てられる周波数帯の中には、既存無線システムとのダイナミックな周波数共用が想定される帯域もありますが、その場合、既存無線システムの運用状況によっては、周波数需要の高い地域及び時間帯において、長時間、携帯電話システム側の停波が必要となる場合も想定され、 $1/2$ の補正係数以上に、周波数の経済的価値に影響を及ぼす可能性があります。また、ダイナミック周波数共用システムの運用経費の負担も生じます。対象の周波数帯によっては、共用条件や隣接干渉影響が厳しい場合もありますので、周波数の経済的価値の評価額の算定に当たり、 $1/2$ の補正係数以上に周波数の経済的価値に影響を及ぼす場合には、個別事情を十分に反映していただくよう要望します。

【楽天モバイル株式会社】

開設料制度は、Society 5.0時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。したがって、現行の法制度上、携帯電話事業の参入順や事業規模によって、特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものではないと考えます。

特定基地局開設料の標準的な金額の算定に係る他の無線通信システムとの共用となる場合等の補正係数に関するご意見については、本開設指針案は、ダイナミック周波数共用の対象外であるため、直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。

14	<p>電波オークションの考え方方が導入されることを歓迎したい。ただし、開設料が高いことだけが国民の利益ではないから、比較審査方式を採用することは、現時点では妥当だろう。今後、周波数帯域が不足すると思うので、電波オークションを拡大してほしい。</p> <p>テレビ局が放送に使用している周波数帯も電波オークションを実施してほしい。テレビ局の電波使用料は安すぎる。テレビ放送は新規参入できず寡占化されている。テレビ放送の内容が酷すぎて見るに堪えない。テレビ局は公共の電波を使用して害毒を垂れ流している。貴重な周波数帯域を放送に使用するよりも、通信に使用するほうが有益だろう。電波オークションが拡大することを期待したい。</p> <p>【個人】</p>	<p>電波オークションについては、考え方1に同じ。</p> <p>なおテレビ放送に関する電波オークションについては、本開設指針案とは直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
----	---	---	---

15- 1	<p>(1) デュアルSIM運用およびデュアルSIM端末の有効性について e-sim端末の促進の記載箇所に、デュアルSIM端末の促進についても追記すべきである。</p> <p>ユーザーが通信会社を乗り換える際の障壁を取り除く措置にあたっては、e-sim端末の促進については觸れられているが、デュアルSIM端末の促進には觸れられていない。この点を訂正すべきである。</p> <p>同時に、ユーザーが通信事業者をA社を解約すると同時に、B社へと乗り換えるという1パターン（ケース）しか想定されていないので、この点も訂正すべきである。</p> <p>その際の利便性ないし心理的負荷（手間、判りやすさ、後悔や不利益に対する不安）やコスト等が「障壁」に該当すると思うが、具体的には、A社からB社へと乗り換えるにあたっては、この乗り換えの時のプロセスにおいて、esimだけでなく、デュアルSIM端末（DSDSまたはDSDV）による競争促進およびユーザーの利便性向上に有効であることを考慮すべきである。</p> <p>デュアルSIM端末であれば、A社からB社へと乗り換えにあたっては、同じ一つの携帯通信端末上で、A社との契約および通信を維持したままの状態で、同時に、B社との契約および通信も維持できる特徴がある。</p> <p>そのため、A社からB社への乗り換えるプロセスにおいて、例えば、一時的にA社とB社の同時運用を行う等のプロセスが可能となるので、このワンクッションを挟むことで、乗り換えリスクや障壁を、より低減でき、その結果、競争促進やユーザーの利便性向上に寄与できる。</p> <p>具体的には、新たな通信会社であるB社との契約および通信を十分に実体験したうえで、A社を解約してB社へ乗り換えるのか、A社を継続してB社への乗り換えを中止するのか、A社とB社の同時運用を継続するのか（例えば、通話はA社としてデータ通信はB社とする、または、B社が新規参入である場合はB社の電波環境が安定・充実するまではA社も同時運用しつつしばらく様子を見る）を判断することが可能となる。</p> <p>（本来のデュアルSIM端末の使い方である）</p> <p>以上のように、デュアルSIMによるユーザー利便性および競争促進の向上の観点から、esim促進と並行してデュアルSIM端末の促進も図るべきである。</p> <p>現状の問題として、既存大手キャリアであるドコモ、AU、ソフトバンク各社は、iPhoneを除けば、デュアルSIM機能付きとして開発された端末であって</p>	<p>デュアルSIMにおけるメリットは、eSIMを促進することで満たされるものと考えられることから、デュアルSIMについては、今後の参考として承ります。</p> <p>なお、eSIMは、利用者による事業者の乗換えを円滑化し、海外旅行者等の利便性の向上に資するものであるため、令和2年10月27日に公表した「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」においても具体的な取組として記載されており、本開設指針案の審査項目としているところです。</p>	無
-------	--	--	---

も（例えば SHARP の AQUOS SENSE シリーズ）、デュアル SIM 機能を除去したものしか取り扱っていない。

SHARP の AQUOS SENSE シリーズを例に挙げると、ドコモ、AU、ソフトバンク各社は全てデュアル SIM 機能を除去したもののみを取り扱っている。一方で、楽天モバイルと MVNO の殆ど全ては、デュアル SIM 機能を生かしたものを取り扱っている。

デュアル SIM 機能の有無の違いによって、端末の価格の差は殆ど無い。むしろ、デュアル SIM 機能が生きてる端末の方が安価な場合もあるほどである。

くわえて、デュアル SIM の有無によって、設定の複雑さは、そのデュアル SIM の機能を使わなければ、違いは出ない。

もし、既存のキャリアがサポートや管理を理由に拒否するのであれば、ファームウェア等の変更により、デュアル SIM の機能を一時的に無くしたり、その後、復活できるようにする措置も可能でしょう。

このような、ドコモ、AU、ソフトバンク各社が、iphone 以外（Android 端末）において、デュアル SIM 機能を除去した端末しか扱わない、事実上、競争を阻害している現状について、改善・是正するような措置を講じるべきである。

（iphone は、端末メーカーである Apple が、デュアル SIM 機能を除去するという大手キャリアの要望を反映させなかつた・できなかつただけと思われる）

【個人】

15-2	<p>(2) 新規事業者の参入促進による競争促進のための措置について</p> <p>まず、冒頭に、新規参入者イコール楽天モバイルではなく、多数の新規参入者の一部として楽天モバイルがあることを確認すべきである。</p> <p>そのうえで、この新たな京阪神を除く 1.7GHz 帯の、当初の 4G の場合では FDD 上り 20MHz、下り 20MHz、合計 40MHz であったと思うが、5G では TD 方式の 40MHz であろうと思う。</p> <p>この合計 40MHz 帯を、今後 MNO を参入検討する新規事業者にくわえ、現段階では sub6 またはミリ波のみで現段階では sub6 またはミリ波のみでローカル 5G を計画している電力系およびケーブルテレビ系等の事業者を含め、複数の新規参入業者が有効かつ効率的に使えるように、時間的および空間的に帯域分割を柔軟に変化させる等によって、効率的な有効活用を図る方法も検討すべきである。</p>	<p>本開設指針案は、地方への早期の 5G 普及展開を図ることを目的としており、1 枠を 1 者（地域ごとに連携する複数の者を 1 者とする場合も含む。）に割り当てるにより電波の能率的な利用を図りつつ、早期の 5G 展開が可能と考えております。</p> <p>なお、通信方式については、国際標準や周波数の利用状況、隣接周波数帯域の利用状況等に鑑み、FDD 方式とするのが適当であると考えます。また、時間的および空間的に帯域分割による周波数の利用については、周波数を利用する無線システムやその利用用途</p>	無
------	---	---	---

そして、その目的は、より新規参入の技術的および経済的な障壁を低くして、新規参入を促進させ、競争を促進させることであることを再確認すべきである。

具体的には、5Gには、空間的・時間的に通信帯域を複数の事業者で柔軟に分割するネットワークスライシング？（要確認）や、既に基地局環境を持つ携帯電話事業者の5GのコアネットワークAPIやコアネットワークそのもの（基地局を含む場合もある）を開放によって実現する、新しい形態の「仮想・移動通信事業者」であるVMNOを可能にする環境等の柔軟性を持たせた1.7GHz帯環境の整備を求めるべきである。

そのうえで、VMNOにより、新規参入する通信事業者は、新たに基地局等の技術的負担、物理的負担、経済的な負担およびこれらのリスクを大きく軽減した状態で、MNOの奴隸のようなMVNOとは違い、独立した各環境のうえで、競争に参入できると伺っている。

よって、1.7GHz帯にあたっては、このような複数事業者が参入できる柔軟な制度とシステム環境を求めるべきである。

また、一例としては、40MHzの帯域のうち、たとえば、1.7GHz帯の半分20MHzは、事実上のリベートとして基地局やコアネットワーク環境を提供した事業者に優先的な権利を与える一方で、残り20MHzについては、それ以外の新規参入した複数の事業者に優先的な権利を与え、さらに、時間的かつ空間的に柔軟に利用されることで有効利用も図るべきである。

【個人】

など様々な観点から検討をすることが適當であると考えますので、今後の施策の参考とさせていただきます。

15-3	<p>(3) 楽天モバイル問題およびSDGsとESGに対する取り組みに対する評価について</p> <p>楽天モバイルについては、ここ数ヶ月の4G環境整備については、申請時の計画より前倒しを行っているものの、これまでの間、いくら新規参入事業者と言えども、短期間に繰り返し多数の行政処分を受けてきた。</p> <p>また、他の事業者でもショップでの不適正な行為、基地局での文化財破壊といった問題を起こしている携帯電話事業者もある。</p> <p>このような、行政処分、刑事処分、さらには、民事事件であっても内容によつては評価すべきものは評価したうえ逆に、基地局やネットワークに再生可能エネルギーを独立したグリッドで導入する等により、地球環境配慮だけでなく、災害時の電源喪失が長期間に及んだ場合に、その影響を最小限のするシス</p>	<p>楽天モバイル問題およびSDGsとESGに対する取り組みに対する評価について、楽天モバイルに係る4Gの基地局整備等については、本開設指針案とは直接関係がないと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
------	---	--	---

テムの促進にも有効と個人的には思う。

また、申請時の計画通りになっていない場合には、電波税を課す等のペナルティーを科す一方、前倒し等の良い点については優遇措置講ずる等、計画申請ないし事業開始後のチェックを重視すべきである。

とりわけ、楽天モバイルについては、著しい問題があると言わざるをえない。

少なくとも、行政処分を繰り返した事実と、現在の通信障害に対するサポートセンターのひどすぎる対応が継続している現状については、1.7GHzを付与する際の評価時に十分に反映させるべきである。

また、この問題の前提として、携帯電話事業者は、公的な電波を使用し、救急・消防・警察等の緊急通話を含む、ライフラインを担っている点を再確認すべきである。

とりわけ、東日本大震災を超える可能性が高い大災害として、首都直下地震や東南海地震が迫っていると政府が判断している背景も再認識すべきである。

私は、昨年11月の無料サポートプログラムより参加し、現在も利用を継続している。

申請内容では、大阪市内については、昨年10月の開始時点で楽天モバイルの基地局環境が整っているはずであるにもかかわらず、実際には、大阪市内のエリアであっても、隣接自治体の境界部に近いエリアでは、計画より14か月以上遅れた今年の12月中旬（ごく最近）になって、ようやくエリア化した地区もあるほどである。

その一例としては、大阪市平野区長吉六反地区の広大なエリアでは、大きな建物が迫っていない場所であっても、さらには、5階建ての建物の最上階の窓際であって、極めて通話および通信が不安定であり、改善された時期は上述の通り、今年の12月中旬とごく最近である。

さらに深刻な事は、楽天モバイルのサポートセンターに対して、改善の目途を訪ねたが、なかなか繋がらず、また、サポートセンターへの問題提起した後も、何か月間も返答がなかったうえ、「そのような問題への回答は行っていない」といった回答が返ってきた。

このような楽天モバイルの諸問題を、第三者委員会として過誤し続けるのであれば、上述の大災害において、多くの助かる命が助からなくなる、被害の拡大、二次・三次災害の発生・拡大に繋がりかねない。

尻ぬぐいをするのは、救急や消防といった行政機関の現場および国民であることを再確認すべきである。

楽天モバイルを含むMNOとMVNOそれぞれに対して、どこまでライフラインやユニバーサルサービスとして求めるのか、もし、改善しない場合には、少なくとも国民にその旨を十分に周知する等の措置を検討すべきである。

【個人】